

平成 27 年 11 月 20 日

安 曇 野 市 教 育 委 員 会

平成 2 7 年 1 1 月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 生涯学習課
平成 27 年 11 月 20 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当) 藤森 智

タイトル	安曇野市公民館長の選考について
決定を要する事項の内容	選考方法についての協議
要旨	明科を除く安曇野市公民館長（豊科、穂高、三郷及び堀金）の任期が平成 28 年 3 月 31 日をもって満了するため、別案：安曇野市公民館の館長公募要領により、その候補者を選考するもの。
説明	1 公募の基準 (1) 教育全般、生涯学習、公民館の振興と改革に情熱と識見をもって取り組める者 (2) 公民館活動の経験がある者 (3) 安曇野市内に居住している者 (4) 普通自動車免許を有している者 (5) パソコン（基本操作・ワード・エクセルなど）ができる者 (6) 次の事項に該当している者は応募できない。 ア 破産者で復権していない者 イ 禁錮以上の刑に処せられた者 ウ 税金等を滞納している者 2 応募期間 平成 28 年 1 月 6 日（水）～平成 28 年 1 月 28 日（木） 3 選考方法 第 1 次選考 履歴書、職務経歴書、課題論文による書類選考。 第 2 次選考 個別面接による選考。 4 選考委員会 安曇野市公民館長選考委員会設置要綱による。 5 任期 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 選考者を、教育委員会 2 月定例会に協議案件として提出。 社会教育法抜粋 第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

安曇野市公民館の館長公募要領

目 的

公民館は、生涯学習や社会教育の施設として、広く利用され、市民の学習振興に大きな役割を果たしている。

そこで、安曇野市が目指す「安曇野市公民館の理念」を達成するため、地域活動に意欲のある者に公民館活動を実践していただく機会として、公民館長の公募を実施する。

1 公募の基準

- (1) 教育全般、生涯学習、公民館の振興と改革に情熱と識見をもって取り組める者
- (2) 公民館活動の経験がある者
- (3) 安曇野市内に居住している者
- (4) 普通自動車免許を有している者
- (5) パソコン（基本操作・ワード・エクセルなど）ができる者
- (6) 次の事項に該当している者は応募できない。
 - ア 破産者で復権していない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
 - ウ 税金等を滞納している者

2 応募期間 平成 28 年 1 月 6 日（水）～平成 28 年 1 月 28 日（木）（必着）

3 募集人数 4 人（豊科公民館長、穂高公民館長、三郷公民館長、堀金公民館長）

4 応募方法

- (1) 履歴書（市販のもの）
 - (2) 職務経歴書（A 4 用紙使用、様式、枚数自由。公民館活動経歴を記入、職務経歴のない者は、ボランティア歴など）
 - (3) 課題論文『安曇野市公民館の理念』を達成するために、これからの時代に求められる公民館活動（2,000 字程度）。A 4 用紙を使用し、冒頭に就業を希望する公民館名（豊科、穂高、三郷、堀金のいずれか）を記入。
 - (4) 他薦の場合は推薦書（A4 版 1 枚、様式自由、推薦者氏名、推薦者と応募者の関係、推薦理由を記したもの）
- ※（3）は、手書きではなく、ワード、エクセルなどで作成のこと。

上記書類を封筒に入れ提出する。

提出先：〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市教育委員会 教育部生涯学習課

5 選考方法

第 1 次選考 履歴書、職務経歴書、課題論文による書類選考。（選考結果は、2 月上旬に応募者全員に通知。この際、該当者には第 2 次選考についての通知文を同封）

第 2 次選考 2 月中旬に個別面接による選考。（選考結果は 2 月下旬に、面接を受けた者全員に通知）

6 選考基準

公民館活動や社会教育についての今までの活動実績や意欲を重視し、論文、面接に基づき選考委員会により選考する。

7 選考委員会

次に掲げる者に教育委員会の委嘱又は任命で組織する（安曇野市公民館長選考委員会設置要綱）。

- (1) 地域区長会会長

- (2) 地域区長会副会長
- (3) 安曇野市教育委員
- (4) 教育部長
- (5) 生涯学習課長

8 採用年月日 平成 28 年 4 月 1 日

9 処遇

- (1) 身分／非常勤特別職員
- (2) 雇用期間／平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- (3) 報酬月額／206,500 円（健康保険、雇用保険及びその他諸手当なし）
- (4) 勤務の概要／一般職員に準ずる
- (5) 勤務場所／各公民館
- (6) その他／勤務日は、原則月曜日から金曜日。勤務時間は、8:30～17:15
なお、行事等で変則勤務になることがある。

10 その他

広報あづみの 1 月お知らせ版（222 号）（平成 28 年 1 月 6 日発行）に掲載

11 問い合わせ

安曇野市教育委員会 教育部生涯学習課
電話 0263-71-2466 FAX 0263-71-2338
電子メール shogaigakushu@city.azumino.nagano.jp

公民館長の公募 スケジュール

○募集する館長：豊科、穂高、三郷、堀金

○任 期：平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

期日	内容	場所	備考
11 月 20 日（金）	定例教育委員会	会議室 301	
12 月 4 日（金）	広報あづみの原稿締切	—	1 月お知らせ版（222 号）
1 月 6 日（水）	広報あづみの発行	—	1 月お知らせ版（222 号）
1 月 6 日（水） ～28 日（木）	募集期間	生涯学習課	
2 月 4 日（木）	選考委員会（書類選考）	共用会議室 306	選考委員の委嘱・任命
2 月 5 日（金）	第 1 次選考結果通知	—	
2 月 17 日（水） ～18 日（木）	個別面接	共用会議室 306	
2 月 日（ ）	教育委員会 2 月定例会	会議室 301	任命について協議
2 月 日（ ）	結果通知	—	
3 月 16 日（水）	新館長への説明会	—	服務など手続きの説明
4 月 1 日（金）	辞令交付式	—	

安曇野市公民館長選考委員（豊科）

委員	重野 義博	地域区長会会長	委嘱
委員		地域区長会副会長	委嘱
委員	唐木 博夫	教育委員長	任命

安曇野市公民館長選考委員（穂高）

委員	熊井 深男	地域区長会会長	委嘱
委員		地域区長会副会長	委嘱
委員	須澤 真広	教育委員	任命

安曇野市公民館長選考委員（三郷）

委員	中田 喜夫	地域区長会会長	委嘱
委員		地域区長会副会長	委嘱
委員	宮澤 豊弘	教育委員会委員長職務代理者	任命

安曇野市公民館長選考委員（堀金）

委員	浅川 次雄	地域区長会会長	委嘱
委員	内野 重世	地域区長会副会長	委嘱

安曇野市公民館長選考委員（4 館）

委員長	橋渡 勝也	教育長	任命
副委員長	北條 英明	教育部長	任命
委員	蓮井 昭夫	生涯学習課長	任命

○安曇野市公民館長選考委員会設置要綱

平成21年10月27日教育委員会告示第20号

改正

平成26年3月26日教委告示第11号

平成27年4月24日教委告示第13号

安曇野市公民館長選考委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市公民館の館長を公募し選考することについて、厳正かつ公平を期するため、安曇野市公民館長選考委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 選考の実施及び選考結果の判定に関すること。
- (2) その他選考に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、市内5地域に必要な応じ設置し、委員は、それぞれ6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、安曇野市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 地域区長会会長
- (2) 地域区長会副会長
- (3) 安曇野市教育委員会委員
- (4) 教育部長
- (5) 生涯学習課長

3 委員の任期は、委嘱又は任命された日から選考が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は安曇野市教育長を、副委員長は教育部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、事務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、安曇野市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成21年11月25日から施行する。

附 則（平成26年3月26日教委告示第11号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月24日教委告示第13号）

この告示は、公布の日から施行する。

議案第 2 号	教育部
平成 27 年 11 月 20 日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 大澤 明彦

タイトル	総合教育会議について
決定を要する事項の内容	総合教育会議への対応について
要旨	11 月 25 日（水）に行う総合教育会議での協議内容について、教育委員会としての対応について検討するもの
説明	【第 2 回総合教育会議】 開催日:平成 27 年 11 月 25 日（水）午前 9 時 30 分～11 時 30 分 場 所:安曇野市役所 3 階 301 会議室 議 題 1 安曇野市教育大綱について 2 学校教育の充実について 3 生涯学習活動の推進について 4 その他

安曇野市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定により、安曇野市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の日時、場所及び協議又は調整すべき事項を教育委員会に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく当該通知に係る事項を公表するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(会議)

第3条 会議の議事進行は、市長が行う。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、その旨を公表するものとする。

(議事録)

第5条 市長は、法第1条の4第7項に規定する議事録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴人を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年6月19日から施行する。

安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(案)

H27. 10. 26 教育委員会承認

安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(以下「本大綱」)は、安曇野市のまちづくりの基本理念である安曇野市民憲章のもと、次に掲げる教育指針に従い、学校教育、家庭教育、幼児期の教育・保育、生涯学習、スポーツ振興、文化振興、図書館整備等のそれぞれの目標と行動計画を示したものです。

本大綱の実施期間は、策定から平成 30 年 3 月 31 日までとし、以後は教育目標の達成度および社会情勢の変化等を考慮し、見直すものとします。

教育指針

北アルプスの裾野に広がる安曇野の豊かな自然と向き合い、幼児期から生涯にわたり、先人が培ってきた歴史と文化を学ぶとともに誇りをもち、明日を切り拓くたくましい力と思いやりをもった、心豊かな国際的な市民を目指します。

<教育指針について>

安曇野市の最大の特長は、北アルプスと筑摩山地に囲まれた安曇野の広大な田園と、その中で生活する人々が、長い歴史の中で培ってきた伝統文化と優れた芸術を生み出した地方都市であることです。

安曇野市のあらゆる年代の市民が、本市の最大の特長を理解し、これを誇りにできる市民に育つよう、生涯にわたり積極的に学び続けることを目指します。

まず、「豊かな自然」とは、先人の努力により、自然と人が共生する中で創り出された北アルプスの裾野に広がる里山と、それに続く（人々が生活している）田園や清冽な水で育つわさびの畑を指します。また、「向き合う」とは、このことを理解し大切に考え行動することを意味します。

「先人」とは、有史以来安曇野で生活したあらゆる人々を指し、「歴史」とは安曇野の古代より現代までの郷土に残る史実や言い伝え（伝説）をいい、「文化」とは安曇野の祭などの伝統芸能、道祖神や神社仏閣などの史跡、芸術文化を収めた美術館、博物館、記念館など、安曇野にある有形無形の遺産を指します。

「学ぶとともに誇りをもつ」とは、さまざまな学習活動の中で安曇野を知り、そこで育ち生活することに誇りをもつことであり、「明日を切り拓くたくましい力と思いやり」とは、安曇野で教育を受けた市民が、安曇野市の将来の繁栄と市民一人ひとりの明るい未来を創るために必要な健全な精神をもち、お互いを理解できる市民の高い資質を意味します。

さらに、「心豊かな国際的な市民」とは、日常生活や仕事の場面において、文化の異なる海外の人々とも交流ができる教養を備えた、幅広い人間性をもつ人を意味します。

1 学校教育

○ 心豊かでたくましく生きる力を育む学校教育 ～高い志を持って努力する子どもたちに～
目 標

安曇野市では、子どもたちを育む環境の充実に向け、学校と家庭さらに地域の人々と連携を図り、開かれた特色ある学校づくりを目指します。学校教育を支援するため、地域と一体となって連携体制の構築を図り、多様な形態の学校支援を行いながら、教員が一人ひとりの子どもと関わり合う時間の充実を図ります。

さらに、学習指導要領で目指している「生きる力」を育むために以下の施策を展開します。

- ◇ 基礎・基本を確実に身につけ、社会がどのように変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。
- ◇ 自らを律しつつ、他人と協調し、人への思いやりと感動する心をもった豊かな人間性を育む。
- ◇ たくましく生きるための健康や体力を増進する。

行動計画

〔小中学校共通の行動計画〕

(1) 基礎学力向上のための指導の充実

- ア 少人数学級や小集団学習の推進
- イ ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進

(2) 学びあう姿勢・態度を育成するための指導の充実

- ア 全領域の学習における主体的に学ぶ姿勢・態度の育成
- イ 総合的な学習の時間の充実
- ウ キャリア教育の推進
- エ 地域の人たちがもつ優れた技能・知識と学校教育の連携強化

(3) 特色ある学校づくりの推進

- ア 地域に開かれた学校づくりの推進
- イ 児童・生徒が、高い志を持ち、共に学び合う学校づくりの推進
- ウ 小学校・中学校の連携を強化した学校づくりの推進

(4) 英語教育の充実と実践

- ア ALT、日本人英語指導員・助手を活用した英語教育の充実と実践
- イ 海外の生活習慣・文化を知る国際理解教育の推進
- ウ 海外ホームステイ事業の実施

(5) 児童・生徒の就学支援活動の推進

- ア スクールサポート事業の展開による学校支援プログラムでの支援活動の推進及び安曇野市ならではの信州型コミュニティスクールの構築
- イ 特別支援教育の充実
- ウ 障がいをもつ児童・生徒の就学支援活動の推進
- エ いじめ防止、不登校児童・生徒への支援体制の強化及び中間教室等の活用と充実
- オ 教育相談の活用と充実
- カ 学校教育指導員・心の相談員の配置

キ 就学相談委員会の充実

(6) 食育の推進

- ア 地産地消の推進
- イ 食文化の伝統伝承
- ウ 食農教育の充実又は実践などによる食を考える教育の推進

(7) 学校、家庭、地域との連携による教育体制の充実

- ア 地域教育協議会による学校運営の理解と参画、学校支援や学校自己評価の活用
- イ 『家庭学習のすすめ』や各校の『家庭学習の手引き』の活用による家庭学習の充実と自ら学ぶ態度の形成

(8) 子どもの安全確保策の充実

- ア 子どもを守る安心の家、子ども安全パトロール隊の充実
- イ 青色パトロールカーを使った巡回による安全確保の推進
- ウ 地域での子どもの安全を守る関係団体との連携強化

(9) 防災活動拠点としての学校のあり方の検討

- ア 防災教育の推進
- イ 状況に応じた避難訓練の実施
- ウ 学校備蓄品の確保
- エ 学校施設の耐震化（体育館等非構造部材等）の推進

〔小学校教育の行動計画〕

(1) 児童の育成

- ア 学校内外の生活体験に基づき、人と人との相互関係を正しく理解し協同できる、自主・自律の精神を養うこと
- イ 郷土の伝統・文化に進んで関わり、正しく理解すること
- ウ 進んで国際協調の精神を養うこと
- エ 生活を営む上で必要な衣、食、住について理解し、基礎的な技能を養うこと
- オ 国語を、正しく理解し使用する能力を養うこと
- カ 数と量との関係を、正しく理解し処理する能力を養うこと
- キ 自然現象を観察し、科学的に処理する能力を養うこと
- ク 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること
- ケ 日常生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸について理解し、基礎的な技能を養うこと

〔中学校教育の行動計画〕

(1) 生徒の育成

- ア 小学校における教育目標を発展させ、国家および社会の形成者として必要な資質を養うこと
- イ 社会に必要な職業について、基礎的な知識と技能、勤労を重んずる精神および個性に応じて将来の進路を選択できる能力を養うこと
- ウ 学校内外における社会的活動に関わり、その活動を正しく導き、公正な判断力を養うこと

(2) 市内高等学校との連携・支援

- ア 生徒数の減少や都市集中化等の課題に対応していくため、中学校と高等学校の連携を強化すること
- イ 地元高等学校との地域交流を通して、市民の高等学校への関心を高めること

2 家庭教育

- 深く豊かな人間性の基礎と社会性を育む家庭教育
- 愛情としつけを通して乳幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する家庭教育

目 標

次世代、郷土安曇野を担う人づくりと人間性豊かな、社会性のある子どもを育てます。

行動計画

- (1) 家庭教育を充実するための保護者への支援
 - ア 子育て関係者への子育てのための学習機会の提供
 - イ 子育てに関する情報提供

3 幼児期の教育・保育

- 社会・文化・自然などに触れ、幼児期なりの世界の豊かさに出会う幼児期の教育・保育
- 子ども・子育て支援事業計画による、福祉・教育の連携した幼児期の教育・保育

目 標

ふるさと安曇野の良さを知り、未来に夢をひろげ、思いやりをもったたくましく生きる子どもを育てます。

行動計画

- (1) 幼児の育成
 - ア 主体性・創造性を持った子ども
 - イ 体・心・知恵のバランスがとれている子ども
 - ウ 群れて元気に遊ぶ子ども
 - エ 思いやりのある子ども
 - オ 安曇野の文化・自然の中に自ら浸りこんでいける子ども
- (2) 一貫性のある幼児の教育体制を構築
 - ア 幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携
 - イ 幼児教育の必要性の発信
 - ウ 子育て相談・支援
- (3) 教育・保育環境の充実
 - ア 幼稚園、保育所園の施設及び設備の充実を図るとともに、認定こども園の普及促進

4 生涯学習

○ あなたが主役 ともに創ろう ともに学び ともに支え合う 生涯学習のまち
目 標

「だれでも、いつでも、気軽に学べるまちづくり」と「学びの成果が活かされるまちづくり」を進めます。

行動計画

(1) 生涯の各段階に応じた学習機会の充実

- ア 子どもの成長支援講座の充実、子育て相談体制の充実及び関係機関との連携
- イ 青少年期の育ちの場の充実、生きる力を育む環境整備及び健全育成のための連携強化
- ウ 成人期の趣味や教養及び仕事などにも役立つ学習機会の充実と地域交流の促進
- エ 高齢期の健康増進活動及び活動の場の充実と交流活動の促進

(2) 現代社会の課題や市民の学習要望に応える学習機会の充実

- ア 環境、健康及び地域福祉を進める学習の推進
- イ 芸術文化活動の振興
- ウ 国際理解、外国人支援及び地域の安全・安心を進める活動の推進
- エ 人権尊重の学習の推進
- オ 情報化に応じた学習の推進

(3) 生涯学習を支える環境の整備

- ア 公民館や交流学習センターを中心とした生涯学習施設の有効活用
- イ 学習情報提供と学習相談体制の充実
- ウ 学習に参加しやすい環境づくり

(4) 学習成果を活かし支え合う協働のまちづくり

- ア 成果発表の機会の充実
- イ ボランティア活動の推進
- ウ 市民と行政の協働や市民交流の推進

(5) 一人ひとりが伝える役割を果たすまちづくり

- ア 生涯の各段階に応じ役割を果たすまちづくり
- イ 風土に根ざした技や知恵を広げ伝える仕組みの構築
- ウ リーダーバンク制度の充実

5 スポーツ振興

○ 豊かな人生を実現する 健康スポーツ都市 安曇野
目 標

市民の「2人に1人が週1回以上のスポーツを実施」を進めます。

行動計画

(1) 生涯スポーツの推進

- ア 子どもスポーツ活動の推進
- イ スポーツに親しむ機会の充実
- ウ スポーツによる健康・体力づくりの推進

- エ コオーディネーショントレーニングの普及
- オ スポーツに親しむための情報サービスの向上
- (2) スポーツ施設の整備と有効活用
 - ア 公共スポーツ施設の整備・充実
 - イ 自然を生かしたスポーツ環境づくり
- (3) 競技スポーツの振興と指導者の育成
 - ア 選手の育成・支援
 - イ 高い技術に触れる機会の充実
 - ウ 指導者の養成と指導体制の活性化
- (4) 高齢者・障がい者スポーツの推進
 - ア 高齢者スポーツ活動の支援
 - イ 障がい者スポーツ活動の支援
- (5) スポーツを通じたコミュニティづくり
 - ア 総合型地域スポーツクラブの育成支援
 - イ スポーツを通じた交流の充実
 - ウ スポーツボランティア活動の推進
- (6) 安曇野市公式スポーツ施設整備計画の推進

6 文化振興

○ 学ぶ心が育ち、文化のかおるまちをつくる文化芸術の振興

目 標

郷土の歴史的・文化的遺産や伝統文化、古文書などを保存・継承し、それらを活用して創造的な芸術文化活動が活発に行われるようにします。

行動計画

- (1) 残したい安曇野の文化
 - ア 自然との共生と自然環境の保全
 - イ 文化的景観の保全
- (2) 伝えたい安曇野の文化
 - ア 先人の顕彰と資料・作品の計画的な収集
 - イ 地域文化の理解と尊重及び伝統文化や郷土芸能の保存と継承
- (3) 感じたい安曇野の文化
 - ア 文化芸術施設の整備・充実
 - イ 特色ある文化芸術施設の運営と施設間の連携強化
 - ウ 芸術鑑賞機会の充実と市民活動の育成支援
- (4) 学びたい安曇野の文化
 - ア 文化財の保存と活用
 - イ 古文書や歴史的価値ある行政文書の保存と活用及びデジタルアーカイブの推進と市史(誌)編纂
- (5) 育てたい安曇野の文化

- ア 地域文化を支える人材の育成
- イ 地域文化の創造
- ウ 産業活動との連携や文化交流の促進などによる文化資源の発掘と活用

7 図書館活動

○多様化する市民の「学び」のニーズに応える図書館

目 標

市民へ質の高い情報を提供できる「学習センター」「情報のセンター」「文化センター」として、生涯学習を進める上で市民の要望に応える図書館の確立を進めます。

行動計画

- (1) 新鮮な資料や最新の情報の市民への提供
 - ア 様々なメディアによる、新鮮な資料や最新の情報の提供
 - (2) さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実
 - ア あらゆる年代の市民が自由に訪れ、個人やグループが気軽に学ぶことができる生涯学習の拠点施設として基本的なサービスの充実
 - イ 市民の余暇活動を支援する施設として、図書館が役割を果たすべきサービスの確立
 - ウ 図書館施設の充実を図るため、新たな堀金図書館及び三郷図書館の改修・建設
 - (3) 「地域の教育力」を高める活動の推進
 - ア 子どもの多様な能力を伸ばすために学校図書館及び地域・家庭学習支援の充実
 - イ 市民の地域活動、生活、仕事などに必要な資料・情報の収集と提供
 - (4) 図書館利用に障がいのある方々への支援
 - ア 「図書館に来られない」「活字資料を読むことが困難」等への具体的な支援
 - イ 容易かつ効率的に資料・情報を利用できるための整備・拡充
 - ウ 対面朗読、大活字本、自宅への配本、最新の電子書籍配信等のサービスの充実
 - (5) 安曇野市の歴史文化の伝承
 - ア 地域文化の掘り起こしや継承のための郷土資料・情報の網羅的収集と保存
 - イ 新しい文化の創造に役立つ郷土資料・情報の整理・活用
 - ウ 郷土資料のデジタル化やアーカイブを、市民参加型の講座開設や学校との連携で活用
 - (6) 市民の調査・研究支援体制の強化援助
 - ア 情報活用アドバイザーとしてのレファレンス（相談・調査）サービスの充実
 - イ 中央図書館と分館および他市町村図書館との連携強化による情報活用の充実
 - ウ インターネット予約の推進
-

《参考資料》

【教育に関連する安曇野市の各種計画等】

○第1次安曇野市総合計画(基本構想)(平成25年度～平成29年度)

○教育基本計画「安曇野市の教育」(平成25年度～平成27年度)

○安曇野市文化振興計画(平成23年度～平成29年度)

○生涯学習推進計画(平成27年度～平成29年度)

○図書館基本計画(平成21年度～平成29年度)

○スポーツ振興計画(平成23年度～平成29年度)

○人権教育・啓発推進計画(平成19年度～)

○学校給食理念(目標)

○子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)

○環境基本計画(平成20年度～平成29年度)

○第2次男女共同参画計画(平成25年度～平成29年度)

○第3次情報化計画(平成26年度～平成28年度)

○安曇野市食育推進計画(第2次)(平成26年度～平成30年度)

○安曇野市農業・農村振興計画(平成24年度～平成28年度)

他

2 学校教職員数

平成27年5月1日現在（学校基本調査）

		教 員											職 員											合 計	累 計
		本 務 者							兼 務 者																
		校 長	教 頭	教 諭	養 護 教 諭	養 護 助 教 諭	栄 養 教 諭	講 師	計	教 諭	養 護 教 諭	養 護 助 教 諭	栄 養 教 諭	講 師	計	事務職員（負担法）	栄養職員（負担法）	その他教員	事務職員	学校図書館事務職員	用 務 員	警備員・その他	計		
豊科南小学校	男		1	17				18						0							1	1	2	20	43
	女	1		12	1			2	16					2	2	1			1	1		2	5	23	
豊科北小学校	男	1		10					11						0						1		1	12	36
	女		1	12	1			2	16	1					1	1			1	1		4	7	24	
豊科東小学校	男	1		3					4	1					1	1					1		2	7	20
	女		1	6	1				8					1	1				1	1		2	4	13	
穂高南小学校	男	1	1	10					12	1					1						1	1	2	15	42
	女			13	1		1	1	16					3	3	2	1		1	1		3	8	27	
穂高北小学校	男	1	1	12				2	16					1	1						1		1	18	55
	女			20	1	1		4	26					1	1	2			1	1		6	10	37	
穂高西小学校	男		1	6					7					1	1	1					1		2	10	37
	女	1		14	1			3	19					1	1				1	1		5	7	27	
三郷小学校	男	1	1	18				1	21						0						1		1	22	63
	女		1	20	1	1		7	30					1	1	2			1	1		6	10	41	
堀金小学校	男	1	1	12					14					1	1						1		1	16	39
	女			10	1		1	2	14	1				2	3	1			1	1		3	6	23	
明南小学校	男		1	5				2	8					1	1						1		1	10	28
	女	1		7	1			4	13						0	1			1	1		2	5	18	
明北小学校	男	1		4					5						0						1	1	2	7	20
	女		1	4	1			3	9						0	1			1	1		1	4	13	
小学校計	男	7	7	97	0	0	0	5	116	2	0	0	0	4	6	2	0	0	0	0	10	3	15	137	383
	女	3	4	118	10	2	2	28	167	2	0	0	0	11	13	11	1	0	10	10	0	34	66	246	
豊科南中学校	男	1	1	13				2	17						0	1		1			1	1	4	21	33
	女			6	1			2	9						0				1	1		1	3	12	
豊科北中学校	男	1	1	15				2	19	1					1			1			1		2	22	38
	女			7	1		1		9					1	1	1	1	1	1	1		1	6	16	
穂高東中学校	男	1	1	18					20						0						1		1	21	42
	女			13	1			1	15						0	1			1	1		3	6	21	
穂高西中学校	男	1	1	22				1	25					1	1	1		1			1		3	29	46
	女			5	1			4	10					1	1			4	1	1			6	17	
三郷中学校	男	1	1	20				2	24	1				1	2			1			1		2	28	53
	女			12	1		1	2	16						0	1	1	1	1	1		4	9	25	
堀金中学校	男	1	1	15				2	19					1	1			1		1	1		3	23	36
	女			4	1			1	6					2	2	1		3	1				5	13	
明科中学校	男	1	1	10				1	13						0	1		1			1		3	16	28
	女			3	1			3	7					1	1			1	1	1		1	4	12	
中学校計	男	7	7	113	0	0	0	10	137	2	0	0	0	3	5	3	0	6	0	1	7	1	18	160	276
	女	0	0	50	7	0	2	13	72	0	0	0	0	5	5	4	2	10	7	6	0	10	39	116	
穂高幼稚園	男								0						0								0	0	17
	女	1		3		1		10	15						0						2		2	17	
合 計	男	14	14	210	0	0	0	15	253	4	0	0	0	7	11	5	0	6	0	1	17	4	33	297	676
	女	4	4	171	17	3	4	51	254	2	0	0	0	16	18	15	3	10	17	16	0	46	107	379	

3 児童生徒園児数・学級数とその推移

(1) 児童生徒園児数・学級数

平成27年5月1日現在（学校基本調査）

小中学校 (幼稚園)	1年 (3歳)		2年 (4歳)		3年 (5歳)		4年		5年		6年		合計		特別支援学級数 (外数)				特別支援学級 在籍児童・生徒数 (内数)			
	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	知障	情障	院内	合計	知障	情障	院内	合計
豊科南小学校	103	3	107	3	109	3	108	3	123	4	132	4	682	20	1	3	1	5	5	18	7	30
豊科北小学校	87	3	84	3	88	3	88	3	91	3	104	3	542	18	1	2	1	3	4	10	1	14
豊科東小学校	32	1	35	1	40	2	28	1	36	1	33	1	204	7		1	1	1		3		3
穂高南小学校	95	3	100	3	98	3	81	3	109	4	96	3	579	19	1	2	1	3	2	10	1	12
穂高北小学校	116	4	128	4	128	4	122	4	125	4	134	4	753	24	2	2	1	4	9	16	1	25
穂高西小学校	74	3	77	3	79	3	84	3	69	2	81	3	464	17	3		1	3	3	16	1	19
三郷小学校	149	5	149	5	163	5	187	6	175	5	169	5	992	31	2	4	1	6	10	27	1	37
堀金小学校	95	3	97	3	100	3	108	4	91	3	107	3	598	19	1	2	1	3	6	14	1	20
明南小学校	49	2	35	1	52	2	51	2	49	2	52	2	288	11	1	1	1	2	1	2	1	3
明北小学校	25	1	18	1	17	1	17	1	19	1	22	1	118	6	1	1	1	2	3	2	1	5
小学校計	825	28	830	27	874	29	874	30	887	29	930	29	5,220	172	13	18	1	32	43	118	13	168
豊科南中学校	108	4	106	3	113	3							327	10	1	1	1	3	2	6	3	11
豊科北中学校	158	5	156	5	134	4							448	14	1	1	1	2	4	5	1	9
穂高東中学校	151	5	143	4	188	6							482	15	1	3	1	4	2	19	1	21
穂高西中学校	155	5	166	5	176	5							497	15	1	2	1	3	6	15	1	21
三郷中学校	203	6	199	6	163	5							565	17	2	3	1	5	10	19	1	29
堀金中学校	114	4	111	4	100	3							325	11	1	2	1	3	2	10	1	12
明科中学校	72	3	72	2	81	3							225	8	1	1	1	2	3	2	1	5
中学校計	961	32	953	29	955	29							2,869	90	8	13	1	22	29	76	13	108
小・中学校計	1,786	60	1,783	56	1,829	58	874	30	887	29	930	29	8,089	262	21	31	2	54	72	194	10	246
穂高幼稚園	31	2	37	2	50	2							118	6								
累計	1,817	62	1,820	58	1,879	60	874	30	887	29	930	29	8,207	268	21	31	2	54	72	194	10	276

各年5月1日現在(学校基本調査)

(2) 児童生徒園児数・学級数の推移

	H17年度			H18年度			H19年度			H20年度			H21年度			H22年度			H23年度			H24年度			H25年度			H26年度			H27年度		
	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数	人数	学級数	特別支援学級数
豊科南小学校	665	21	3	686	21	3	672	21	3	662	21	3	675	22	4	688	22	4	696	22	4	683	21	4	686	21	4	682	21	4	682	20	5
豊科北小学校	613	19	2	626	20	2	604	19	2	618	20	2	628	20	3	641	21	2	625	20	2	607	19	2	603	19	2	563	19	2	542	18	3
豊科東小学校	296	12	1	302	12	1	291	12	1	299	12	1	291	12	2	274	11	2	262	11	2	236	10	1	228	10	1	219	9	1	204	7	1
穂高南小学校	675	23	2	664	22	2	641	22	2	617	21	2	594	20	2	572	19	2	578	20	2	566	20	2	548	18	2	567	18	3	579	19	3
穂高北小学校	778	24	2	794	25	3	836	26	3	832	26	3	848	27	4	860	27	5	865	27	5	847	26	5	815	25	5	792	25	3	753	24	4
穂高西小学校	510	18	2	499	17	2	491	17	2	509	18	2	490	17	2	476	17	2	459	16	2	473	16	3	454	16	3	460	16	3	464	17	3
三郷小学校	1,152	37	2	1,190	38	2	1,143	36	2	1,154	36	2	1,164	36	3	1,153	35	4	1,101	33	5	1,094	33	5	1,094	33	5	1,044	32	5	992	31	6
堀金小学校	586	18	2	627	19	2	625	20	2	642	21	2	652	22	3	654	22	2	635	21	3	634	21	3	637	21	3	609	20	3	598	19	3
明南小学校	316	12	1	325	12	2	331	12	2	321	12	2	317	12	2	314	12	2	307	12	2	295	12	2	298	12	2	294	12	2	288	11	2
明北小学校	183	6	2	176	6	2	174	6	2	170	6	2	156	6	2	147	6	2	142	6	2	135	6	2	124	6	2	113	6	2	118	6	2
小学校計	5,774	190	19	5,889	192	21	5,808	191	21	5,824	193	21	5,815	194	27	5,779	192	27	5,670	188	29	5,570	184	29	5,487	181	29	5,343	178	28	5,220	172	32
豊科南中学校	333	9	3	322	9	3	345	10	3	342	10	3	361	10	3	333	9	2	350	9	3	359	11	3	353	11	3	333	10	3	327	10	3
豊科北中学校	455	13	1	435	12	2	471	13	2	468	13	2	459	13	2	431	12	2	443	12	2	460	14	3	448	14	3	448	14	2	448	14	2
穂高東中学校	574	15	2	558	15	2	572	16	2	526	15	2	544	15	2	531	14	2	555	15	2	538	16	2	537	17	2	496	15	3	482	15	4
穂高西中学校	434	12	2	456	12	3	443	12	3	454	13	3	443	13	3	436	13	2	411	12	4	425	13	4	461	14	4	496	15	4	497	15	3
三郷中学校	503	14	2	510	15	2	555	16	2	581	16	2	611	16	2	582	15	3	610	16	4	606	17	4	570	17	4	552	17	4	565	17	5
堀金中学校	293	9	2	290	9	2	294	9	2	298	9	2	295	9	2	300	9	2	305	9	2	324	10	2	322	10	2	326	11	2	325	11	3
明科中学校	226	7	2	250	8	2	253	8	2	252	8	2	252	8	2	256	8	2	246	8	2	243	9	2	244	9	2	239	9	2	225	8	2
中学校計	2,818	79	14	2,821	80	16	2,933	84	16	2,921	84	16	2,965	84	16	2,869	80	15	2,920	81	19	2,955	90	20	2,935	92	20	2,890	91	20	2,869	90	22
小・中学校計	8,592	269	33	8,710	272	37	8,741	275	37	8,745	277	37	8,780	278	43	8,648	272	42	8,590	269	48	8,525	274	49	8,422	273	49	8,233	269	48	8,089	262	54
穂高幼稚園	116	6		132	6		133	6		134	6		131	6		124	6		112	6		119	6		130	6		125	6		118	6	
合計	8,708	275	33	8,842	278	37	8,874	281	37	8,879	283	37	8,911	284	43	8,772	278	42	8,702	275	48	8,644	280	49	8,552	279	49	8,358	275	48	8,207	268	54

2 学校施設等の状況

	校地面積 (㎡)			校舎 (㎡)					校舎構造別面積 (㎡)			非木造化率 R + S/ 保有面積	屋内運動場 (㎡)		
	建物敷地	運動場	実験学 習地・ その他	必要面積	整備 資格 面積	危険面積	要改築 面積	R	S	W	必要面積		整備 資格 面積		
豊科南小学校	14,264	12,834	4,803	6,397	7,508	0	0	6,237	1,244	27	99.6	1,552	1,228	324	
豊科北小学校	13,954	12,991	1,398	5,840	7,002	0	0	5,902	1,100	0	100.0	1,258	1,193	65	
豊科東小学校	10,018	12,723	2,070	2,748	3,934	0	0	3,804	130	0	100.0	922	981	0	
穂高南小学校	28,495	14,412	1,311	5,640	6,893	0	0	6,145	721	27	99.6	1,258	2,476	0	
穂高北小学校	17,909	20,713	1,071	6,969	9,481	0	0	7,110	2,361	10	99.9	1,552	2,239	0	
穂高西小学校	18,657	11,332	2,825	5,322	6,243	0	0	6,147	96	0	100.0	1,258	1,700	0	
三郷小学校	18,007	11,995	4,239	8,282	9,942	0	0	8,021	1,921	0	100.0	1,552	2,168	0	
堀金小学校	19,329	11,133	2,951	6,434	9,376	0	0	9,376	0	0	100.0	1,258	1,816	0	
明南小学校	9,390	4,910	0	4,622	4,273	349	0	4,163	110	0	100.0	1,258	1,000	258	
明北小学校	5,446	5,025	0	2,932	3,553	0	0	3,412	82	59	98.3	922	980	0	
小学校計	155,469	118,068	20,668	55,186	68,205	349	0	60,317	7,765	123	-	12,790	15,781	647	
豊科南中学校	15,283	19,097	1,526	4,849	5,507	0	0	5,021	486	0	100.0	1,237	1,027	210	
豊科北中学校	19,764	19,520	7,851	5,689	6,929	0	0	6,485	444	0	100.0	1,511	1,639	0	
穂高東中学校	32,712	20,872	1,347	6,233	9,444	0	0	9,107	337	0	100.0	1,511	3,631	0	
穂高西中学校	21,098	15,896	0	6,541	6,850	0	0	6,850	0	0	100.0	1,511	3,192	0	
三郷中学校	11,649	18,185	370	6,593	7,557	0	0	6,743	814	0	100.0	1,511	1,397	114	
堀金中学校	21,339	16,344	330	4,849	5,766	0	0	5,548	218	0	100.0	1,237	1,545	0	
明科中学校	12,344	14,142	183	3,944	5,502	0	0	5,452	50	0	100.0	1,237	1,206	31	
中学校計	134,189	124,056	11,607	38,698	47,555	0	0	45,206	2,349	0	-	9,755	13,637	355	
穂高幼稚園	3,841	1,447	0	1,117	1,181	0	0	0	1,187	0	100.5	0	0	0	
合計	293,499	243,571	32,275	95,001	116,941	349	0	105,523	11,301	123	-	22,545	29,418	1,002	

公立学校施設台帳に基づくデータ

子ども一人一人の教育的ニーズにこたえます！

とくべつ し え ん き ょ う い く

特別支援教育



文部科学省

特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

学校全体で支援します！

通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。

- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級」による指導の制度があります。
- 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています^{※1}。

＜これらを学校で進めるために…＞

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会^{※2}を設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

通常の学級

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんど授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。（小学校・中学校）

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、認知症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体障害

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

特別支援学級

障害の程度がどの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。（小学校・中学校）
対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体障害、視覚障害、聴覚障害、言語障害、情緒障害

※1 学校において障害のある子どもの紹介や学習支援を行います。

※2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全体的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの養育・学習や支援方針の検討などを行います。

交流及び共同学習



相談



助言・援助 (センターの機能)

特別支援学校では…

専門性を生かした特別支援教育を行います！

●特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園・小学校・中学校・高等学校で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体障害

一人一人に応じた指導

小学校・中学校などに進ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導（自立活動）を実施しています。

また、障害の状態などに応じて、個別的な教育課程が編成できるようにしています。

専門性の高いスタッフ 充実した施設

子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数の学級で指導しています。

就職・進学 などのサポート

卒業後の職業的自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

教育相談・巡回指導など

障害のある子どもへの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、小学校・中学校などから求めに応じて助言・援助を行います。

さまざまな支援体制

特別支援学校には、通学費や教材費など、就学に必要な経費の補助制度があります。また、通常の交通手段では通学が困難な子どものため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われています。

※小学校・中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします！

教育

特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、教育委員会、教育センター

医療

地域の病院、障害者専門医療機関

保健

地方公共団体の保健担当部局、保健所、保健センター

福祉

地方公共団体の福祉担当部局、保育所、児童相談所、社会福祉協議会、障害者福祉センター、発達障害者支援センター

労働

ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、企業

その他

NPO、親の会、地域の活動グループ

など

特別支援教育は…

障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて、障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子どもたちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

A photograph showing the lower bodies and hands of two children standing on a green lawn. The child on the left is wearing a white long-sleeved shirt and dark blue pants. The child on the right is wearing a yellow short-sleeved shirt and light blue pants. They are holding both hands together in front of them.

平成19年4月に施行された改正学校教育法により、全ての学校において特別支援教育を推進することが法律上も明確に規定されました。

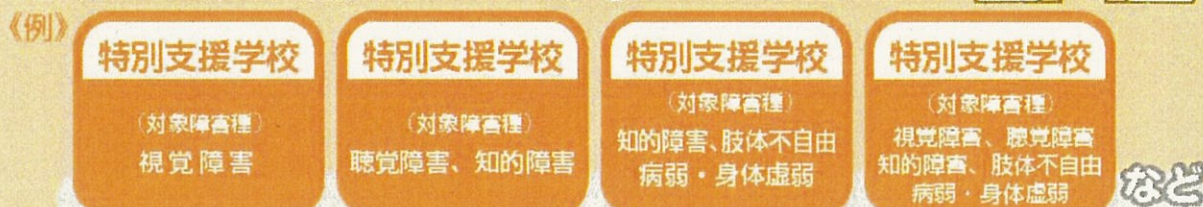
がっ こう きょう いく ほう とく べつ し えん きょう いく い ち づ
学校教育法に「特別支援教育」が位置付けられました！

盲学校・聾学校・養護学校は特別支援学校に変わりました。

(平成19年3月まで)



(平成19年4月から) 特別支援学校は複数の障害種を対象とすることができます。



※制度上は全て「特別支援学校」となりますが、以前の盲学校・聾学校・養護学校などの校名が残ることもあります。

今回の制度改正で……

- 地域のニーズに応じて、設置者(都道府県など)の判断で、一つの障害種に対応した特別支援学校だけでなく、複数の障害種に対応した特別支援学校のいずれもが設置可能になりました。
- 重複障害のある子どもに、より適切に対応できるようになりました。
- 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校においても、通常の学級も含め、特別支援教育を行うことが明示されました。

特別支援教育トピックス

一人一人に合った ていねいな支援のために

○個別的教育支援計画

障害のある子どもには、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を効果的に実施することが必要です。

そこで、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した長期的な計画が必要となります。そのため、学校が中心となって「個別的教育支援計画」を作成します。作成に当たっては、医療・福祉・労働などの関係機関と連携するとともに、保護者の参画や意見を聞くことなどが求められています。

○個別の指導計画

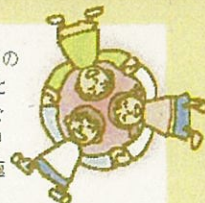
障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応して工夫され、学校における指導計画や指導内容・方法を盛り込んだものが「個別の指導計画」です。一般に、単元や学期、学年ごとに作成されており、それに基づいた指導が行われます。

●交流及び共同学習●

障害のある子どもが地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない子どもとの交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要です。

また、交流及び共同学習は、障害のある子どもにとって有意義であるばかりではなく、小学校・中学校などの子どもたちや地域の人たちが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会でもあります。

交流及び共同学習は、具体的には、運動会や文化祭などの学校行事を中心に活動を共にしたり、児童会・生徒会活動、総合的な学習の時間、さらには、音楽や体育、図画工作(美術)などの学習においても実施されています。



特別支援教育 Q & A

Q 特別支援教育は、
発達障害のある子どもを
対象とした教育ですか？

A 発達障害を含め、障害のある全ての子どもを対象とするものです。従来の「特殊教育」が障害の種類や程度に応じて特別な場で手厚い教育を行うことに重点が置かれていたことに対し、「特別支援教育」は障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うことに重点が置かれており、小学校・中学校の通常の学級に在籍する発達障害などのある子どもも含め、より多くの子どもたちの教育的ニーズに対応した教育を行います。

Q 特別支援教育では、
障害のある子どもは
通常の学級で教育を受ける
ことになるのですか？

A 特別支援教育は子ども一人一人の教育的ニーズに応じて、多様な教育の場が確保されています。具体的には、障害の状態に応じて、これまで同様、特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級などにおいて、きめ細かい教育を受けることができます。また、通常の学級に在籍している言語障害や発達障害などのある子どもの中には「通級による指導」の制度もありますし、必要に応じて障害に配慮した指導を受けることもできます。さらに、支援員による支援も広がっています。

Q 特別支援学校では、
全ての障害種に対応できる
ようになるのですか？

A それぞれの特別支援学校がどのような障害を対象とするかについては、地域の実情などを踏まえて、設置者（都道府県など）が判断することになります。したがって、一つの障害種に対応する学校が設置されることもあります。複数の障害種に対応する特別支援学校が設置された場合でも、障害種ごとの学級でこれまで同様に専門性の高い教育が行われます。

Q 発達障害とは、
どのような障害ですか？

A 下記のような障害を総称して「発達障害」と呼んでいます。発達障害のある子どもは、障害による困難をかかえています。優れた能力を発揮する場合もあります。できる限り早期から適切な支援を受けることによって状態が改善することも期待されます。

主な発達障害の一般的な特徴は次のとおりですが、個人によっても様々です。

- LD(学習障害).....知的発達に遅れはありませんが、聞く・話す・読む・書く・計算するなどの能力のうち、特定の分野に極端に苦手な側面が見受けられます。
- ADHD(注意欠陥多動性障害).....注意力や衝動性、多動性などが年齢や発達に不釣り合いで、社会的な活動や学業に支障をきたすことがあります。
- 高機能自閉症・アスペルガー症候群.....相手の気持ちを察することや周りの状況に合わせたりする行動が苦手であったり、特定のものにこだわる傾向が見られます。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

(平成20年1月から 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 へ移転します。)

E-mail: tokubetu@mext.go.jp

文部科学省ホームページに特別支援教育に関する情報が掲載されています。ぜひご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm



このパンフレットのコピーは自由です。広く関係者へお配りください。

議案第 3 号	教育部 各課
平成 27 年 11 月 20 日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援についての協議
要旨	生涯学習課 後援 1 件 図書館交流課 共催 1 件 (詳細 別紙)
安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義) 第 2 条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。 (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。 (審査基準) 第 3 条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。	

教育部生涯学習課共催・後援台帳

(平成27年11月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
1027	H27.11.10	スポーツ推進担当	2016第10回 新春さわやか元旦 マラソン	安曇野総合型地域スポーツクラブ スポーツ常念	会長 臼井 良臣	安曇野総合型地域スポーツクラブ スポーツ常念	市民に参加を呼びかけ、生涯スポーツの推進を図る。また、他世代とのコミュニケーションの場を設ける。	11月9日	平成28年1月1日(金)元旦	堀金多目的屋内運動場兼金中央公園西側スタート・ゴール	市民の健康・安全を祈願し、新年を新たな決意を持ってスタートする場として開催する。	2km・3km・5km拾ヶ堰ランニングコース 参加料:1人100円	-	-	-	基準第3条第2項により可

教育部図書館交流課 共催・後援台帳 (平成27年度11月定例会 協議事項)

受付日	件名	申請者	主催者	区分	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
平成27年 10月17日	安曇野さんぽ市	安曇野案内 人倶楽部 代表 等々力 秀和	安曇野案内 人倶楽部 安曇野さんぽ 市実行委員 会	共催	安曇野の誇る手しごと文化 の普及と、市民同士または 安曇野を訪れる人々が交 流する場として「みらい」を 広く定着させるため。	平成27年 10月17日	平成28年 5月20日(金)～ 5月22日(日) ※5月20日は準備 の予定	穂高交流学習 センター「みら い」	・様々なジャンルの作家 や職人と一般市民が、 手づくり品の展示・販 売・ワークショップを通じ て交流を深める。	家具、とんぼ玉、 ガラス作品などの 展示・販売	○	○	○	取扱基準第3条 第2項により可

報告事項第 1 号	教 育 部
平成 27 年 11 月 20 日提出	(課長) (担当係長)

タイトル	平成 27 年度 安曇野市中学生議会について
要旨	平成 27 年 11 月 7 日 (土) 中学生議会において、教育部に關係する事項について報告するものです。
	平成 27 年度安曇野市中学生議会実施要領 ～協働社会に向け、若いアイデアを活かそう!～ 1 目 的 人口減少、少子高齢など社会状況の変化や地方分権の進展、また市民の生活やニーズも多様化してきており、市民も行政も役割分担を明確にしながら、それぞれの責任を果たすまちづくりが求められています。このことから、市では中学生の若い目線による斬新な発想やアイデアを今後の協働のまちづくり推進に活かすため、中学生議会を開催します。 2 議会期日 11 月 7 日 (土) 13:00～16:30 3 参加者 (1) 生徒 市内各中学校 (7 校) 2 年生、25 人(当日 22 人が登壇) (質問事項については別添のとおり) (2) 市関係者 市長、副市長、教育長、関係部長等 (3) 事務局 市民生活部地域づくり課

平成 27 年度 安曇野市中学生議会

13:00 開会

市長あいさつ

質問 順	グル ー プ	中学校	議員氏名	代 表	議 長	内 容
1	安全安心	穂高東中学校	小岩 直紀	○	横川 伊吹	災害後の対策について
2		豊科北中学校	戸田 貴也 (欠席、小岩さん代読)			交通安全について
3		三郷中学校	百瀬 瑛都			交通安全について
4		豊科北中学校	木村 悦士 (欠席、百瀬さん代読)			環境について
5		豊科北中学校	寺島 美侑			景観について
6	産業	穂高東中学校	上条 藍悠	○	横川 伊吹	観光について
7		穂高西中学校	向山 恵介			観光について
8		穂高西中学校	濱田 清空			工業について
9		三郷中学校	大山 至			安曇野ブランドについて
10		堀金中学校	上田 有人			農業について
11	教育	堀金中学校	山口 愛花里	○	横川 伊吹	文化振興について
12		明科中学校	谷川 弘樹			図書館利用について
13		豊科南中学校	古市 恭介			学校教育について
14		穂高東中学校	酒井 並木			学校給食について
15		穂高西中学校	瀧澤 文 (欠席、酒井さん代読)			社会体育について
休憩						
16	福祉	三郷中学校	河野 真歩	○	古市 恭介	少子化について
17		三郷中学校	二木 悠美子			児童虐待について
18		豊科北中学校	小澤 美祐			子ども支援について
19		豊科南中学校	横川 伊吹			健康診断の受診について
20		穂高西中学校	曾根原 怜			健康診断の受診について
21	まちづくり	穂高東中学校	深澤 美貴	○	古市 恭介	人口減少について
22		明科中学校	関 穂乃香			人口減少について
23		豊科南中学校	宮澤 昌子			地域活性化について
24		明科中学校	佐々木 優衣			高齢者の生活について
25		堀金中学校	石塚 紅葉			詐欺被害対策について

副市長あいさつ

終了後、写真撮影（全員）、記念品贈呈

【質問事項の概要】

(山口議員)

安曇野市民でありながら、安曇野の文化を知らない人が多いことが課題だと思う。私自身は、積極的に安曇野の文化について調べて、周りの人と一緒に考えるなどして、文化を広めていきたい。

市としては、安曇野の文化を題材とした絵本などを作ったり、各家庭に安曇野の文化をまとめた小冊子を配布したりすることなどを要望。

(谷川議員)

安曇野市にある五つの図書館について、図書館の利用者数は減少してしまう可能性も考えられるため、図書館の魅力などを、もっと多くの人に知ってもらうことが大切だと思う。

季節ごとにその図書館でのお勧めの本や、新しく入荷した本を資料やプリントにして、地域の小、中学校や高校、市役所や家庭などに配布するなど、もっと多くの人に安曇野市の図書館のことを知ってもらうようにしてほしい。

本を使った劇や紙芝居、交流会などを今まで以上にやれば、地域の活性化にもつながっていくと思う。

(古市議員)

もっと学力をつけたいけれど、その方法が分からなかったり、学習内容でつまづいてしまったりして成績が振るわない生徒がいる。放課後などの時間に公民館や図書館といった公共の施設で、元教師の方などに来ていただき、指導を行ってもらい、学力の向上につなげていけたらどうか。安曇野の文化、昔話、歴史、遊び、自然などを学ぶために地域学習を学習支援と並行して行う。市は、公民館などの授業ができそうな施設を用意したり、安曇野在住の専門知識をもった方々に、呼びかけて協力していただくような働きかけをしてほしい。

(酒井議員)

学校給食の食べ残しを減らすことについて、各中学校へアンケートを配り、好きな食べ物と苦手な食べ物を書いてもらい、それを集計し、苦手とされる食べ物と好きとされる食べ物を一緒に食べてもらえる工夫をしたり、栄養的にはあまり変わらない食材へと変更すれば、子どもの好き嫌いにもつながるし、食材のムダになることを防げる。

(瀧澤議員)

昨年度まで、社会体育があることにより、練習時間の確保ができたり、各種の大会にも参加して、多くの試合経験を積むことができていた。また、保護者の方たちが保護者会を作って、大会への移動の手伝いや審判の手伝いなどをしてくださっていた。

いろいろな大会に参加して経験を積んだり、安心して保護者の方にお手伝いをしていただくためには、市として部活動に対するルールや仕組みなどをさらに整えていく必要があると思う。

報告事項第2号	教育部各課
平成27年11月20日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
要旨	生涯学習課 16件 文化課 3件
安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準 (審査基準) 第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。 (1) 国又は地方公共団体 (2) 学校又は学校の連合体 2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。 (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。 (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。 (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。 (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。 (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。 (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。 <u>(教育長の専決範囲)</u> 第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。 (1) 前条第1項に規定する行事 (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）	

教育部生涯学習課共催・後援台帳

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H24	H25	H26	所管課意見
111	H27.10.13	てんかん県民講座	公益社団法人日本てんかん協会 代表 奥谷 けさ江	公益社団法人日本てんかん協会 長野支部	後援	患者組織であり、予算も少ない。また、広く社会へ貢献できるところと思われる。	10月9日	平成27年11月28日(土) 午後1時～午後4時	○	過去承認	10月16日	サントピア豊科「安曇野市豊科ふれあいホール」	てんかんに関する正しい知識を普及啓発し、多くの人が理解を深め、てんかんのある人が普通に暮らせる社会をめざす。	・講演 ・演劇「てんかん患者さんの社会参加」～学校生活と自衛隊生活～ ・講師 長野県立子ども病院 神経小児科部長 横山 哲広 先生 ・個人相談	○	—	—	基準第4条第2号により可
112	H27.10.15	平成27年度ミニバスケットボール審判講習会	長野県ミニバスケットボール連盟	会長 堀入 信一	後援	子供たちの健全育成、技術力向上を図ることを目標に講習会を開催いたします。後援をお願いします。	10月15日	平成27年10月25日(日)	○	過去承認	10月20日	昭栄総合体育館サブアリーナ	ミニバスケットボールの審判の技術向上。指導者の技術向上。	ミニバスケットボール競技規則の正しい理解と基本的な審判法の共通理解を深める。基本的な審判技術の習得。実技、ミニバスケットボール競技規則の一部改正について、ルールテスト。	○	○	—	基準第4条第2号により可
113	H27.10.15	みんな！乗鞍にスキーに行こう！	乗鞍高原キッズキャンプ	中 原 由紀子	後援	乗鞍の主旨を二理解いただき、多くの家庭にバブルネットをお配りしたい。	10月15日	H27.12.26～H26.3.13	○	過去承認	10月19日	乗鞍高原キッズキャンプ	スキー技術習得を主目的に集中して練習する。	また、家族を離れ2日間他地域のお友達とともに生活することで心身の自立のきっかけとなり、協調性を育み、思いやる心や頑張る心を育てる。	○	○	—	基準第4条第2号により可
114	H27.10.20	第27回安曇野市豊科ハロミント大会	安曇野市豊科地域体育協会	会長 赤羽 高明	後援	市域は体協として、地域のスポーツ振興と親睦を深める。	10月19日	平成27年11月29日(日)	○	過去承認	10月23日	豊科勤労者総合スポーツ施設	地域のスポーツ振興とバミントンの普及を図るため。	試合種目: バミントンの組(男子ダブルス、女子ダブルス、混合ダブルス)、一般の部(男子ダブルス、女子ダブルス、混合ダブルス) 試合方法: 21ポイント3セットマッチ(ラリーポイント制)、各選手1リターン制とし、上位者によるトーナメントを実施。 参加料: 1人1様目500円	○	○	—	基準第4条第2号により可
115	H27.10.20	安曇野市制施行10周年記念第8回安曇野市長杯争奪少年サッカー大会	安曇野市サッカー協会	会長 中村 博師	後援	市内スポーツ少年団間のチームが参加するため。	10月19日	平成27年11月21日(土)・22日(日)	○	過去承認	10月23日	市営西郷高運動場・穂高西中学校グラウンド	大会を通じて相互の親睦と団結を深めながら、サッカー技術の向上を目指すとともに、フェアプレーの精神の大切さを学ぶことを目的とする。	試合方法: 11人制、予選リーグ戦、決勝トーナメント戦。 参加料: 1チーム3,000円	○	○	—	基準第4条第2号により可
116	H27.10.21	平成27年度長野県手をつなぐ育成会研修会(中南信)	長野県手をつなぐ育成会	会長 中村 彰	後援	研修会を安曇野市で開催するため。	10月20日	平成27年11月28日(土)午前9時30分～午後3時15分	○	過去承認	10月23日	安曇野市穂高会館	会員、知的障がい児者に関わる団体及び個人の研修。	基調講演「生きづらさを抱えている方々の理解と支援を学ぶ」講師 五十嵐 美智恵氏 パネルディスカッション	○	—	—	基準第4条第2号により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳

(平成27年度11月定例会専決事項)

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26 H25	H24	所管課意見
117	H27.10.26	ターキッシュエアライズ杯 リーグ2016-2017シーズン 信州フレイブウオリアーズ ホームゲーム 安曇野大会	(株)信州スポーツ スピリット	片貝 雅彦	信州フレイブ ウオリアー ズ、ウリ ーグ	後援	安曇野市内の青年 年の健全育成を目 的としているため。	10月26日	平成28年2月6 日(土)・7日 (日)	○	過去承認	10月28日	安曇野市穂高総 合体育館	プロバスケットボールによる試合 の開催、青少年の健全育成を主 目的としたエキシビジョンゲームの 開催など。	H27 ○	—	基準第4条 第2号によ り可
118	H27.10.26	平成27年度HOTAKA冬季 ソフトバレーボールフェスティ バル	穂高地域体育ソフ トバレーボ ールク ラブ	榎井 澄雄	安曇野市休 育協会	後援	地域におけるソフト バレーボールの普 及に貢献すると共 に、選手相互の技 術向上を図る。	10月20日	平成27年11月 22日(日)	○	過去承認	10月28日	安曇野市穂高総 合体育館	安全で、やさしく、みんなで楽しめ るソフトバレーボールを通して、健 力的で親睦性のある競技会にする ことを目的とし、楽しく思い出さ る、意義あるものとなるようにす る。	○	○	基準第4条 第2号によ り可
119	H27.10.28	第17回安曇野少年野球秋季 交流大会	豊科野球クラブ	保護者会長 木村 誠一	豊科野球クラ ブ保護者会	後援	大会は2日間で安曇 野市内6チームが参 加します。教育及び スポーツ普及と向上 に寄与するものであ り、後援を申請しま す。	10月28日	平成27年11月 7日(土)、8日 (日)	○	過去承認	10月29日	安曇野市県民型 科運動広場、豊 科北中学校校 庭、坂金中学校 校庭、穂高中 学校校庭、穂高 西中学校校庭、 明科中学校校 庭、明科校庭ク ラウド、池田町農 村グラウンド	中学生の野球技術の向上と礼儀 作法を身に付けることを目的とし る。	○	○	基準第4条 第2号によ り可
120	H27.10.23	第94回 信濃健康フォーラ ム(安曇野)	信濃毎日新聞松 本本社	松本本社代 表 石田 和 彦	信濃毎日新 聞社、(公財) 信濃文化事 業財団	後援	安曇野市民の多くに 周知したいため。	10月22日	平成27年11月 28日(土)午後 1時30分～午 後4時30分	○	第3条2項 に該当	10月28日	安曇野スライ サンモリッツ 大 ホール	参加料 無料 参加見込み 500人 テーマ「健康の備に参えす」 ・フォーラムⅠ ①「多様な病気をメカニズムと症状」 長野市医師会 竹前紀夫 氏 ②「対応と治療」信州大病院 岸後 臨床研究センター長 森田 洋 氏 ・フォーラムⅡ ハネルデイズカッション コーディネーター 信濃毎日新聞編 集委員 飯島裕一 氏	—	—	基準第4条 第2号によ り可
121	H27.11.2	アルプスタウン	あるぶすタウン美 行委員会	片頭 映季	あるぶすタウ ン実行委員 会	後援	安曇野市内の小学4 年生～中学生の思 育に生かすため、知 りたがった、学校 や教育施設に、学校 の協力を依頼したい ため	10月30日	平成28年2月 27日(土)28日 (日)午前10時 ～午後4時	○	過去承認	11月4日	松本大学5号館 導	子どもたちが協力し合いながら自 分たちでまちを創ることにより、社 会の仕組みを知り、子どものころ から地域にみんなの心を育み、つな げたとともに、異年齢間の子 ども同士のコミュニケーションの 場になることを目指す。	○	—	基準第4条 第2号によ り可

教育部生涯学習課共催・後援台帳

No.	受付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見	
122	H27.11.5	第17回安曇野杯	安曇野市ママさんバレーボール連盟	倉田 富美子	安曇野市ママさんバレーボール連盟	後援	競技、総務、審判役員全員のボランティアによる大会なので。	11月5日	平成28年1月31日(日)	○	過去承認	11月10日	三郷文化公園体育館	本大会は家庭婦人の健康づくりとチーム作りを通して、選手間と競技技術の向上を図ることを目的とする。審判員の資質向上を図る。審判研修を兼ねる。	競技方法: 変則リーグ戦方式とする。 参加料: 1チーム5,000円	○	○	—	基準第4条第2号により可
123	H27.11.10	第9回安曇野市バドミントン大会	安曇野市バドミントン協会	三枝 廣一郎	安曇野市バドミントン協会	後援	市民祭を開催する主では、市バドミントン部を代表する大会であったため。	11月7日	平成27年12月6日(日)	○	過去承認	11月12日	豊科勤労者総合スポーツ施設体育館・三郷体育館・豊科南江雲体育館	競技種目: Jの部、低学年(1~3年)高学年(4~6年)ダブルス・混合混合、一般の部(中学生以上)男子ダブルス・女子ダブルス 競技方法: トーナメント方式もしくはリーグ戦方式 参加料: 小学生1人400円、中・高生一般1人700円	○	○	○	基準第4条第2号により可	
124	H27.11.10	第11回HoriganeCUPフットサル大会	昭金サッカーボール少年団	コーチ 高橋 潔	昭金サッカーボール少年団	後援	ジュニア年代のスポーツの普及・向上を目的とした教育関係行事のため。	11月6日	平成27年12月13日(日)、20日(日)、23日(水)、27日(日)、平成28年1月10日(日)、11日(日)、17日(日)、予備日: 平成28年1月24日(日)	○	過去承認	11月12日	昭金中学校体育館・昭金多目的屋内運動場	競技方法: 予選リーグ戦及びブロック戦、決勝トーナメント戦 参加料: U-11(5年生以下)1チーム3,000円、U-10(4年生以下)1チーム1,000円	○	○	○	基準第4条第2号により可	
125	H27.11.10	第22回安曇野卓球連盟会長杯争奪卓球大会(個人の部、様の部)	安曇野卓球連盟	会長 西村 泰夫	安曇野卓球連盟	後援	社会教育一環として必要。	11月3日	平成27年12月13日(日)	○	過去承認	11月12日	昭金総合体育館	競技種目: 小学生1~4年生男子の部、女子の部、小学生5~6年生男子の部、女子の部、中学生男子の部、女子の部、一般(高校生以上)男子の部、女子の部、一般ダブルス男子の部、女子の部 競技方法: 予選リーグ戦、決勝トーナメント戦 参加料: 小・中・高生600円、一般(高校生以上)1,000円、一般ダブルス(1組)1,500円	○	○	○	基準第4条第2号により可	
126	H27.11.10	第10回ファミリースポーツ大会	安曇野総合型地域スポーツクラブスポネット常会	会長 日井 良臣	安曇野総合型地域スポーツクラブスポネット常会	後援	広く市民に参加を呼びかけ、生涯スポーツの推進を図るとともに、多世代の住民によるコミュニケーションの機会を創出したため。	11月9日	平成28年1月17日(日)	○	過去承認	11月12日	昭金総合体育館メインアリーナ	子ども(保育園児~小学生)と大人(中学生以上)の「ファミリースポーツ」を競い、チーム対抗で総スポンサーを勝ち、参加料: 1チーム500円(スポネット常会員のチームは300円)	○	○	○	基準第4条第2号により可	

平成27年度教育部 文化課 共催・後援台帳

№	交付日	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	理由	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
66	平成27年 10月27日	第43回 安曇野デッサン研 究会	安曇野デッサ ン研究会運営 委員会	運営委員 最 二本 福治	後 援	市内を中心とする美術 を愛好する人々が、同 体画展の有無にかかわ らずに人体デッサンを学 ぶ機会を設けることを通 じて、生涯学習を進め る一助としたいため。	10月27日	平成28年1月 4日(月)～6 日(水)	過去 承認	10月28日	緑山公園 研成ホール	絵画、彫塑の基本である人体デッサン (表現)を学ぶ機会が少ない当地で、学 び合う場とするとともに、生涯学習の一 助としたい。	デッサンの研修会 参加料: 3日間参加の場合 7,000円 2日間参加の場合 5,000円 1日間参加の場合 3,000円	○	○	○	取扱基準第4 条第2号により 可
67	平成27年 11月4日	わくわくキッズコンサート	「ホッと」演奏ホ ランティア協会	牛山 正博	後 援	公民館などにチラシを置 き、広くコンサートの宣 伝をしたいため。	11月2日	平成28年 1月22日(金)	過去 承認	11月4日	松本市庄内地 区公民館 大 会議室	子連れでコンサートに行かれない方や、 小さいお子さんがいて夜のコンサートに 行かれない方のために昼間にコンサート を行い、音楽に触れてほしい。	ヴァイオリン・ピアノコンサート 入場料無料 対象: 未就園児(0～3歳児程度)とその 家族、その他一般の方々 他の後援申請先 安曇野市、松本市、松本市教育委員 会、塩尻市、塩尻市教育委員会	○	○	-	取扱基準第4 条第2号により 可
68	平成27年 11月5日	安曇野いけばな展	安曇野いけば な協会	会長 萩原 種子	後 援	生涯学習の一環並びに 芸術文化の振興に寄与 することを目的としてい るため。	11月5日	平成28年 2月20日(土) ～21日(日)	過去 承認	11月9日	徳科交流学習 センター きぼ う	流派や資格に関係なく、花を愛する皆さ んのいけばな展を開催する。 生涯学習の一環として、地域と密着した 文化活動を行う。 花展を開催することによる仲間作りと発 達の場を設けることにより個人のレベル アップを図る。	いけばな展 参加料: 会費1,500円、出展料3,000円 他の後援申請先 安曇野市、安曇野市芸術文化協会連絡 協議会、市民タイムス	○	○	-	取扱基準第4 条第2号により 可

報告事項第3号

平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《学校教育課》

教育総務係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
教育委員の改選	11月8日内田委員の任期満了を受け、11月9日横内新教育委員を任命、第1回臨時教育委員会を行い、新体制を決定。 11月6日（金） 内田委員退任式 11月9日（月） 特別職辞令交付 第1回臨時教育委員会開催 唐木博夫委員長、宮澤職務代理者を選出就任式開催	
平成28年度予算編成	平成28年度安曇野市予算編成方針（別紙） 1 平成28年度予算要求期間（システム入力期間） ①実施計画分 平成27年11月9日（月）～13日（金） ②その他分 平成27年11月17日（火）～27日（金）	財政担当とアリソ 財政課長査定 財政部長査定 理事者査定の実施 3月定例議会への上程
安曇野市教育委員会と安曇野市校長会との個別面談	市費による人的加配状況と次年度の要望について面談の実施	個別事項について協議を進め、人的配置について協議を進めます。
教育要覧の発行	総合教育会議での『教育大綱』の確定を受け、早急に発行予定	

学校庶務担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
学校予算編成	10月23日 予算編成方針説明会 11月12日～ 各学校予算要求ヒアリング実施 予算要求取りまとめ	財政方針に基づき、予算編成作業

平成 28 年度安曇野市予算編成方針

～ 水と緑と光の郷 ～ 市制 11 年目 さらなる躍進に向けて

本年度は市制施行 10 周年・新庁舎へ本庁機能集約という節目の年であり、市民参加による記念事業等を通じ、更なる市の一体感醸成や協働のまちづくりの推進を図っている。この 10 年間は、新市建設計画に基づく施設の整備、新市において協議するとした事務事業の一本化・統一などとともに、子育て支援や健康づくり施策の充実強化をすすめてきた。今後は、市を一体とする新たな取組みをすすめるため、過去の取り組みや実績を基に、市民サービスの向上・福祉施策の充実・市民との協働のまちづくりなどを重視していく段階へ移行する時期を迎えている。

安曇野市が目指す将来都市像の実現を図るため予算編成の重点項目としている第 1 次安曇野市総合計画後期基本計画が後半を迎えている。また、策定中の「安曇野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「2040 (H52) 年度目標人口 83,000 人」の実現に向けた 4 つの基本目標「①新たな雇用を生みだす、②若者や女性が活躍できるまちをつくる、③安心して出産し子育てできるまちをつくる、④いきいきと暮らせるまちをつくる」を達成していくためには、職員一人ひとりが自覚し考えるとともに、合併 10 年を経過した安曇野市の実情を踏まえた上で、将来を見据えた中長期的な視点から効果的な施策を見定めていく必要がある。

1 国の政策と概算要求

【政策の動向】

「経済財政運営と改革の基本方針 2015」では、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方同時に実現していくため、「公的サービスの産業化（企業連携によるサービス提供）」、「インセンティブ改革（頑張れば報われる制度）」、「公共サービスのイノベーション（革新・先進的な取組の普及）」の取組みを推進するとし、歳出全般にわたり、これまでの取組みを強化し、聖域なく徹底した見直しを進めるとし、地方においても国の取り組みと基調を合わせ徹底した見直しを進めるとし、改革初年度に当たる平成 28 年度予算から手を緩めることなく、歳出改革等大きく前進させるとした。なお、地域の活性化に寄与する先進的な事業に取組む自治体を支援するとし、地域や中小企業・小規模事業者も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するとしている。

【概算要求】

総務省は「経済・財政再生計画」を踏まえ、国の取り組みと歩調を合わせ、地方においても歳出の重点化・効率化に取り組むとして、財政運営に必要な一般財源総額を確保したとする。地方交付税についても、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保し、元気で豊かな地方の創生に自主性・主体性を最大限発揮して取り組めるよう支援を行なうとしている。

2 安曇野市の取組み

【市の状況と取組み】

平成 26 年度一般会計決算は、新本庁舎建設、社会体育施設耐震化など大型施設整備事業が重なり、過去最大となる 423 億円の歳出決算額であった。施設整備等の財源として 80 億 2,260 万円の市債を充てたことから、発行額が前年比で 32 億 8,000 万円増加した。

合併特例債などの活用により 26 年度末の市債残高は一般会計で 416 億円、市全体として 891 億円の残高となったが、交付税措置分などの償還財源が見込めることから、市債の財政負担指数である健全化判断比率自体は良化した。

市の財政運営上の主要な財源である普通交付税は、平成 28 年度から合併特例加算措置の段階的減額が始まる。27 年度算定では、普通交付税 106 億 4,500 万円の内 19 億 5,300 万円が算定替加算分で、今後 5 年間で加算額は減額される。また、交付税制度改革として、交付税算定の単位費用を低コスト団体に合わせるトップランナー方式の導入、行政改革や財政健全化取組み成果を反映するインセンティブ措置の拡充が予定されており、普通交付税交付額の縮減を見据えた歳出効率化・経営効率化を進め、予想される極めて厳しい行財政運営に対応していく必要がある。

現在取り組んでいる第 3 次安曇野市行財政改革大綱・実施計画を確実に推進し、財政運営経費削減に繋げるとともに、新本庁舎での業務開始により最小の経費で最大の効果を上げることが出来る行政運営システムの確立、簡素で効率的な行政システムの確立が求められる。合わせて、本年度策定する公共施設総合管理計画の基本方針に基づいた公共施設再配置の具体化もすすめていく必要がある。

一方では、社会保障制度に基づく国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などへの繰出金増加が避けられない状況となっている。

建設工事関係では、引き続き、職人不足や建設工事費の単価の上昇が懸念され、基本構想から実施段階への事業費の予算化にあたっては、必要な市民サービスを把握した上で、施設内容や規模、発注時期、財源などについて慎重な判断と十分な検討が必要になっている。

以上により、平成 28 年度予算では、元気で豊かな安曇野市の創生に全力を傾けるとともに、所管する事務事業について職員一人ひとりがコスト意識を持ち、現在事務の抜本的な見直しを行い、貴重な財源の有効活用を図る必要がある。

よって、予算編成にあたっては、安曇野市創生総合戦略に基づく事業は成果目標の達成を目指すとともに、既存施策事業についても事業成果や数値的目標の検証を行ない、将来にわたって持続する「田園産業都市 安曇野」の実現に向け取り組むものとする。

【予算編成の基本方針】

平成 28 年度当初予算の予算編成にあたり、下記のとおり「基本方針」を定める。

1 重点施策等に沿った年間予算の編成

第 1 次安曇野市総合計画に掲げた将来像の実現に向けた施策は、優先的に取り組むべ

きであり、少子高齢化が進む中、誰もが生き生きと安心して暮らせるよう健康長寿のまちづくり、豊かな人を育むまちづくりなど、市民福祉の向上を念頭に据えた予算要求を行なうこと。

また、まち・ひと・しごと創生に係る「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定による人口減少を見越した対策や地域経済の振興策などについては、5年後の目標達成に向けた予算を計上するとともに、本年度の成果が見込めるよう内容を精査すること。

2 施設の有効な活用と経費の節減

市の将来像実現に向けた取組を推進するにあたっては、市が整備した施設の設置目的に沿い有効活用を図り、市民サービスの向上、利便の向上を図ること。なお、市の総合管理計画に基づく維持管理経費縮減に向け、集中化・拠点化をすすめること。

3 最善の手法の追求

これまで最善であった手法も状況の変化により、必ず改善の余地が生まれる。従前の予算計上方法にとらわれることなく、個々の積算内容を必ず精査して計上し、当初の目的を達成した事業の廃止を行なうとともに事務的な経常経費を削減すること。

なお、国の予算編成は不透明な状況にあるが、情報収集に努め、各種事業の実施にあたっての財源を予算に計上すること。

4 義務的経費の見直し

義務的経費については、削減努力をしているところであるが、扶助費については、法令等に係るもの以外は見直しの対象とし、近隣団体の水準等も踏まえ、給付水準や助成対象について見直しをすすめること。

5 部局連携事業の調整

組織の連携・協力を伴う事業については、関係部局で調整を行い、事業の効率化や経費の削減を行なうこと。また、必要に応じ部局間の横断的な調整会議を設けること。

6 行政評価等の的確な反映

取り組み事業の進捗状況を確認し、改善結果を的確に反映した要求を行うこと。

7 実施計画との整合

健全な財政運営、年度間実施事業の平準化を図るため、実施計画及び財政計画に沿った予算要求を行なうこと。また、予算要求にあたっては積算額を再度精査すること。

8 特別会計の財政運営

各会計の設置目的に沿った、経営合理化と経費の節減に努め、独立採算の原則を遵守すること。なお、繰出金は法定負担割合や、繰出基準の範囲内とすること。

【重点施策と推進政策】

(1) 健康長寿のまちづくり

- ・「いきいきと暮らせるまちをつくる」取組み
- ・生活習慣病の予防活動の充実と健康診断の受診率向上など・健康寿命延伸に向けた取組み
- ・老若男女が個々の特性を生かした「生きがい」を創出する取組み

(2) 豊かな人を育むまちづくり

- ・「安心して出産し子育てできるまちをつくる」「若者や女性が活躍できるまちをつくる」取組み
- ・奨学金制度創設による市外進学者の支援に向けた取組み
- ・心身の健康増進と技術向上を目指した生涯スポーツの推進を図る取組み
- ・特色ある学校教育及び、国際感覚豊かな人づくりにより次代を担う「人財」の育成を推進する取組み
- ・郷土の伝統・文化などを継承する取組み

(3) 活力あふれるまちづくり

- ・「新たな雇用を生みだす」取組み
- ・「安曇野暮らしツーリズム」の実現に向けた交流人口の拡大を図る取組み
- ・森林環境を守り、豊かな里山再生を目指す取組み
- ・商店街を活性化し、企業の本社機能誘致等活力ある商工業の振興を目指す取組み
- ・ものづくりの技術と技能を継承・高度化できる人材の確保・育成を目指す取組み
- ・農業の担い手育成と特産品の販路拡大に向けた取組み

(4) 環境を守り、安全・安心なまちづくり

- ・環境にやさしい生活スタイル（循環型社会）の創出に向けた取組み
- ・地下水の保全・涵養など、適正利用に向けた取組み
- ・自主防災組織などのすべての人が助け合える仕組みづくりに向けた取組み
- ・誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりに向けた取組み
- ・緑のまちづくり事業による住宅地の緑化推進を図る取組み
- ・総合的な交通安全対策に取組む活動の充実を図り、地域住民と協働する防犯活動に関する取組み

(5) 協働によるまちづくりと行政サービスの向上

- ・自治組織との協働や連携強化及び、自治組織の活用に対する支援の取組み
- ・市民の視点に立った行政運営を図り「地域と行政の連携を強化」する取組み
- ・市民サービスの充実を基本に健全財政を維持するため、経費削減と事務事業の効率化に向けた取組み
- ・自治基本条例によるまちづくりの推進に向けた取組み

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈生涯学習課〉

社会教育担当

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
成人式	○第1回実行委員会 8月18日 役割分担について ○第2回実行委員会 10月24日 テーマ、アトラクションについて ○案内状送付 11月5日 対象者 1,028人(男525、女503) (参考)平成27年対象者1,155人 出席者843人(出席率73.0%)	第3回実行委員会 11月22日 <u>成人式 平成28年1月10日</u>
公民館条例・規則 改正	○政策会議 5月13日 改正案趣旨承認 ○教育委員会5月26日 ○公民館運営審議会 5月27日 ○社会教育委員の会 5月28日 ○市民説明会 合計127人 ○教育委員会7月定例会 7月23日 ○法規審査委員会 7月23日 ○市議会全員協議会 8月6日 ○教育委員会8月定例会 8月24日 ○平成27年 安曇野市議会9月定例会 議案提出 8月31日 ○市議会福祉教育委員会 9月17日 ○平成27年 安曇野市議会9月定例会 議決 9月28日 ○公民館担当者打ち合わせ会議 11月5日	教育委員会定例会 12月22日 規則の一部改正について 法規審査委員会 1月 改正条例の施行 平成28年3月1日
安曇野検定	○打ち合わせ会議 4月21日 内容：ブラッシュアップ講座・安曇野検定準備講座 6月9日 内容：ブラッシュアップ講座・安曇野検定準備講座 ○ブラッシュアップ講座 前期① 5月28日 場所：穂高公民館 開削200年記念拾ヶ堰をどう伝えるか 講師：中島 博昭 氏 参加者10人 前期② 6月25日 場所：穂高公民館 ワークショップ・拾ヶ堰で何を学びどう活かすか 講師：宮崎 崇徳 氏 参加者10人 前期③ 7月26日 現地学習 前期④ 9月13日 成果の発表 後期① 10月28日 穂高公民館 ○安曇野を知る講座(検定準備講座兼)告知 7月8日 広報あづみのNo210 ① 7月20日 場所：豊科郷土博物館 31人参加 企画展講座「あづみの食文化最前線」とギャラリートーク ② 9月2日 場所：国営アルプスあづみの公園 38人参加 穂高古墳群F9号墳(二つ塚)発掘調査見学	ブラッシュアップ講座後期 11/26、1/24、3/13 安曇野検定 <u>平成28年1月31日(日)</u>

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
	③ 9月9日 (台風接近のため中止) 穂高・宮城地区の文化財を訪ねる ④10月7日 場所：堀金下堀地区 26人参加 堀金・下堀地区の文化財を訪ねる ○問題作成・採点業務委託 入札 7月1日 ○平成27年度 安曇野検定告知及び受検者募集 10月13日～12月11日	

社会教育担当 (青少年)

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
青少年センター	○4月20日 第1回運営委員会 ○5月13日 長野県青少年補導センター理事会・研修 会 (上田市) ○6月3日 センターだより第2号発行 ○6月11日 第2回運営委員会 ○7月17日 第40回長野県青少年補導活動推進大会 (上田市) ○8月5日 街頭巡回 (三郷、堀金、明科地域) ○8月12日 街頭巡回 (豊科、穂高地域) ○8月19日 第3回運営委員会 ○9月5日 あづみっ子まつりへの参加 ○10月7日 センターだより第3号発行 ○10月14日 先進地視察 (長野市少年育成センター) ○10月20日 県補導センター所長研修会 (千曲市) ○10月30日 中信4市補導センター連絡会議 (塩尻市) ○11月14日 長野県青少年健全育成県民大会 (上田市)	11月、3月 運営委員会 12月、3月 街頭巡回 2月6日 青少年センター講演会
市制施行 10 周年 記念 こども文化祭	○7月27日 安曇野市子ども学芸クラブ会長と打ち合わせ (1回目) ○8月18日 安曇野市子ども学芸クラブ会長と打ち合わせ (2回目) ○9月4日 こども文化祭ポスター、チラシ原案完成 ○10月30日 こども文化祭出演・出品者の募集締め切り ○11月11日 こども文化祭ステージの部出演団体代表者会議	11月27日 文化祭の準備 11月28日 文化祭の開催 場所：みらい
安曇野こども映画 教室	○4月13日～5月14日 参加者・ボランティア募集 応募者：27名、ボランティア：5名 ○5月23日 開講式 場所：きぼう 講師：河崎義祐 (映画監督) 内容：講義、映画鑑賞、パート決定、企画の検討 ○6月27日 第2回 内容：企画の検討、脚本の検討、撮影機材操作 講義 ○7月25日 第3回 内容：リハーサルおよび映画撮影 (長峰山) ○8月22日 第4回 内容：映画撮影 (穂高神社、穂高駅前商店街) ○9月12日 第5回 内容：映画撮影 (近代美術館、穂高南小学校) ○10月24日 第6回 オールラッシュおよび編集 ○11月14日 第7回 編集仕上げ	11月28日 こども文化祭にて完成 披露試写会 1月中 松本商店街映画祭へ出品 予定

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円	11 月 4 日 第 2 回スポーツ推進委員会全体会 スポーツ教室等上半期事業報告、市民スポーツ祭等協議 11 月 7 日 長野県スポーツ推進委員研究協議会 軽井沢、11 名参加	
スポーツ推進審議会 予算額：137 千円		
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,000 千円	○10 月末現在 申請件数：55 件 交付額：590 千円	
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円		6 月 28 日～12 月 種目別競技会 17 種目 12 月中旬 市民スポーツ祭実行委員会
スポーツ教室等 予算額：7,319 千円	○ボールウォーキング講習会 10 月 29 日 1 回 21 名参加 場所：牧運動場 ○アーチェリー教室（3 期） 10 月 7 日～ 18 名参加 場所：高家スポーツ広場 ○コーディネーショントレーニングキッズ教室 11 月 7 日～ 全 4 回 27 名参加 場所：堀金総合体育館	○スマイルステップ教室 11 月 25 日～ 全 10 回 場所：堀金公民館 ○ニュースポーツ教室 11 月 18 日～ 全 10 回 場所：豊科勤労者総合スポーツ施設
安曇野市体育施設の管理及び 運営等に関する見直しについ て	11 月～ 関係団体に周知	
公式スポーツ施設整備計画	11 月 5 日 庁内関係部署担当者打合せ 都市計画課・農政課・農業委員会・生涯学習課 11 月 19 日 第 2 回公式スポーツ施設整備推進庁内プロ ジェクトチーム会議	12 月 第 3 回公式スポーツ施設整備推進 庁内プロジェクトチーム会議開 催予定

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
有明運動場トイレ整備工事	8 月 7 日 トイレ下水道管渠工事業者選定 11 月 11 日 トイレ棟整備工事業者入札	12 月中旬 トイレ下水道管渠工事入札予定 11 月下旬 トイレ棟整備工事着工
堀金総合体育館外壁改修工事	10 月 27 日 第 5 回外壁改修工事打合せ 11 月 5 日 第 6 回外壁改修工事打合せ	11 月中旬 第 7 回外壁改修工事打合せ予定 1 月下旬 外壁改修工事竣工予定
穂高会館非常電源装置蓄電池 交換整備工事	8 月 3 日 非常電源装置蓄電池交換整備工事契約	1 月中旬 非常電源装置蓄電池交換整備工 事竣工予定

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
施設修繕工事等	10 月 20 日 プール実績報告提出 今年度入場者数 19,679 人 (大人 5,938 人、子供 7,337 人、減免 6,404 人)	11 月下旬 修繕箇所の確認

1 高家スポーツ広場及び有明運動場の冬期開場について

高家スポーツ広場及び有明運動場については、安曇野市体育施設条例第5条、第6条及び別表第2により、12月から翌年3月までは冬期間閉鎖となっていますが、使用団体から冬期開場の要望書が提出され、降雪雨がなければグラウンドの使用が可能なことから、安曇野市体育施設条例第6条第2項の規定に基づき開場を許可することとしました。(要望書別添)

安曇野市体育施設条例【抜粋】

(開場時間)

第5条 体育施設の開場時間は、別表第2のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、開場時間を変更することができる。

(休場日及び臨時休場)

第6条 体育施設の休場日は、別表第2のとおりとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

1 両施設の利用現状について

(1) 高家スポーツ広場

4月から11月の期間、豊科・三郷・堀金硬式野球協会(リトルリーグ：スポーツ少年団に登録)が定期的な練習に使用

(2) 有明運動場

4月～11月の期間、穂高硬式野球連盟穂高リトルシニア(スポーツ少年団に登録)が定期的な練習に使用

2 開場許可とする内容

(1) 高家スポーツ施設

ア 開場期間 平成27年12月1日～平成28年3月31日

イ 開場時間 午前9時から日没まで

ウ 休場日 年末年始及び降雨等で管理上支障が認められるとき

(2) 有明運動場

ア 開場期間 平成27年12月1日～平成28年3月31日

イ 開場時間 午前9時から日没まで

ウ 休場日 年末年始及び降雨等で管理上支障が認められるとき
月曜日、月曜日が、休日に当たるときは、その翌日



平成 27 年 11 月 12 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野穂高少年硬式野球連盟
会長 高山 一 栄

市営有明グラウンドの冬期間の使用許可について（お願い）

霜寒の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

当連盟、安曇野穂高リトルシニアの活動につきましては、平素からご理解とご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、本年度につきましても、有明グラウンドの冬期閉鎖の間、グラウンド状態が良好な場合は、使用許可をしていただきますようお願いいたします。

なお、グラウンドの整備及び環境維持には従来どおり、細心の注意を払ってまいりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

担当者 安曇野穂高少年硬式野球連盟
(安曇野穂高リトルシニア)
事務局次長 栗幅 久雄
連絡先 090-7401-4853



安曇野市 教育委員会 教育長 殿

平成 27 年 11 月 7 日

団体名 豊科少年硬式野球協会

三郷少年硬式野球協会

堀金少年硬式野球協会

高家スポーツ広場の冬季整備・使用における要望書

次の事項につきまして、許可をいただきたく、要望申し上げます。趣旨としましては、十二月～三月の高家スポーツ広場の整備・使用のお願いになります。

記

現在、高家スポーツ広場は条例により十二月から三月は閉鎖となっています。しかしリトルリーグでは全国大会につながる春季大会の予選が四月から始まります。

全国大会へ夢馳せる子供たちの為に、冬季期間に於いても一日でも多くグラウンドを使用することができるようにしたいというのが我々三団体の共通な願いです。

そこで、十二月～三月の期間中、グラウンドに積雪・凍結のない状態時の高家スポーツ広場の整備・使用をお許し下さいますようお願い申し上げます。

今冬も積雪が比較的少ない事が予想され、丁寧に整備することで、通常使用する事が可能と推測されます。

整備については経験豊かな指導者・保護者を中心に行いますし、子供たちにも整備が終わっていない箇所への立ち入り禁止は徹底します。

無理な整備や使用は行いません。安曇野三リーグ、責任をもって対応しますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上

代表

豊科少年硬式野球協会 会長 内田 千章

三郷少年硬式野球協会 会長 小松 洋一郎

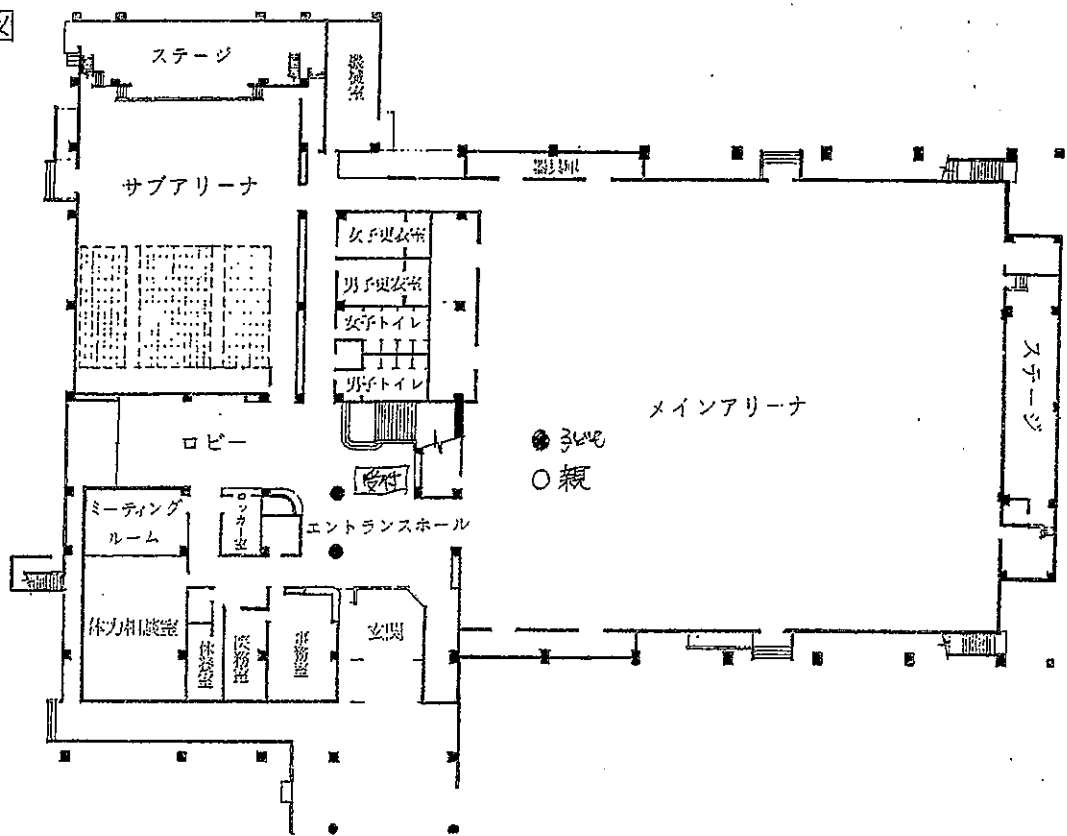
堀金少年硬式野球協会 会長 伊藤 勝

連絡担当者 清澤 悦郎 (TEL 090-8593-9573)

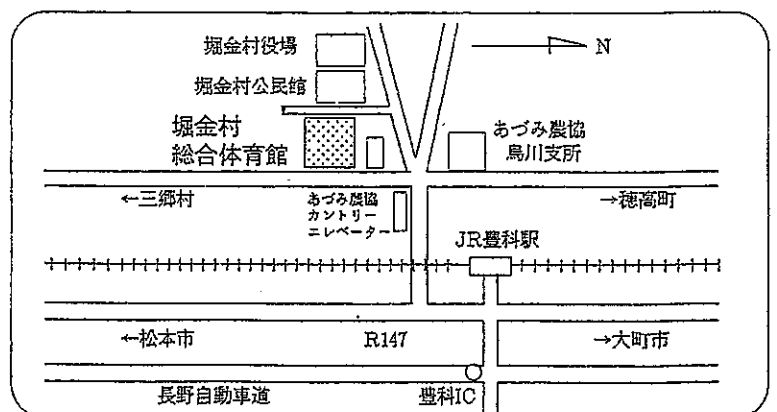
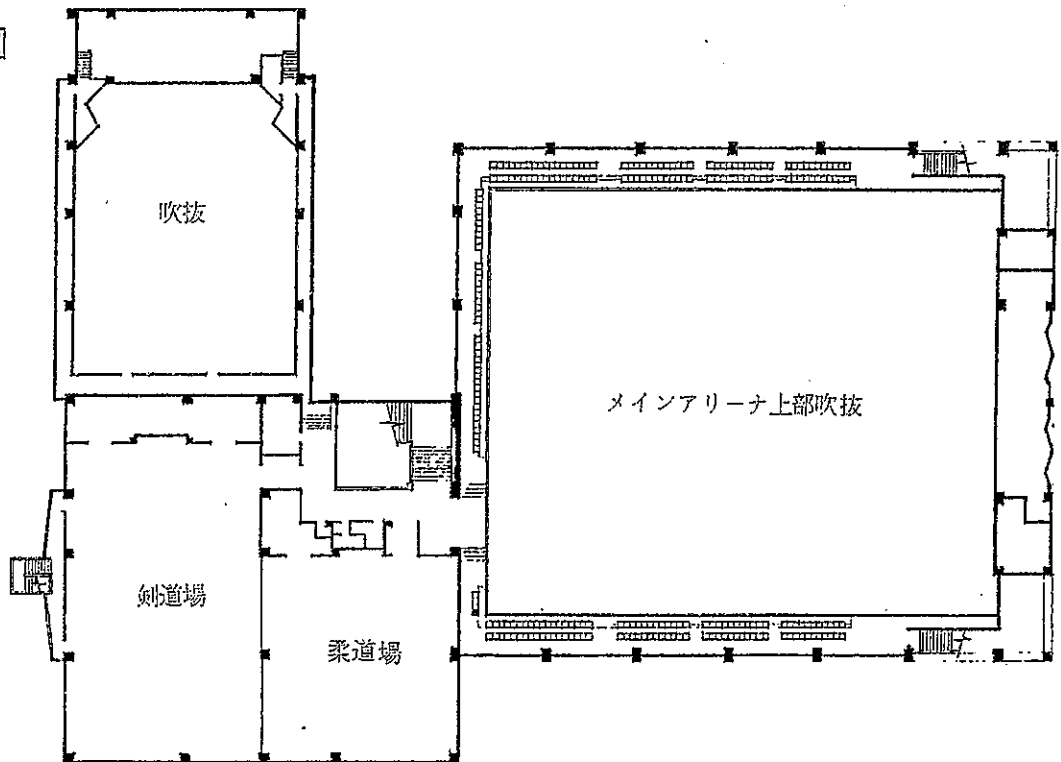
身体事故に関する和解及び損害賠償の報告について

事故発生日時	平成 25 年 4 月 23 日 (火) 午前 9 時 15 分頃
事故発生場所	安曇野市堀金烏川 2662 番地 堀金総合体育館
被害者	安曇野市在住者 当時 2 歳
損害賠償請求者	被害者の親権者
診断名	左大腿骨骨幹骨折
事故内容	教育委員会主催事業である親子スポーツ教室(開催日:5月28日から・対象:就園前の親子)参加申込み受付時(4月23日)において、市職員及び指導者が対応のもと、保護者が体育館内のアリーナ外で参加申込み受付を行い、受付終了後、アリーナ内を開放し保護者と子どもが自由に遊んでいたところ、子どもが教育委員会の用意したボールに乗り上げバランスを崩して転んでしまい負傷した。
示談内容	本事故は、当市が体育館のアリーナを開放するにあたり、安全対策を怠ったため、安曇野市の過失を 100%とし、損害賠償金として 695,790 円(全国町村会総合賠償補償保険で対応、既払金 692,725 円)支払うことで示談とする。なお、本件示談の他、安曇野市、損害賠償請求者間には一切の債権債務関係がないことを確認する。
発生原因	保護者に対して注意喚起しないまま、保護者と子どもに市職員及び指導者がほばいない状況下で、ボールを 1 人に 1 個ずつ渡し、目の行き届かない状態で自由に遊ばせ、体育館のアリーナ内を開放してしまった。
事故発生後の改善点	①教室の開始前の別の日に、教室の参加申込み受付(申込書の記入提出・参加費、スポーツ保険料の徴収(事故当時はスポーツ保険未加入))を行っていたが、参加申込みは電話受付とし、申込書を事前に郵送し、教室当日に申込書を提出し、また参加費、スポーツ保険料の徴収を行う。 ②保険について、市一般会計にて支出し事前に参加する。 ③ボールを使用するのプログラムは、指導者の指導のもと行うこととし、保護者に対して十分な安全面での注意喚起を行う。

■ 1 階平面図



■ 2 階平面図



平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

文化振興事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
文化振興計画 進捗管理	・ 中間評価調査業務（アンケート業務）を第一企画株式会社（長野市）に委託（平成 27 年 8 月 3 日～28 年 1 月 31 日） ・ 市民アンケート・団体アンケート発送、集約	・ 庁内ヒアリング等を経て、年度内に中間評価とりまとめ
東京藝術大学交 流事業	・ 中学校吹奏楽部楽器演奏指導 11 月 7 日（土）・8 日（日） 東京藝術大学音楽学部との協力を得て実施。	・ 平成 28 年度指導日程、合同コンサートの調整
美術資料等選定 委員会	・ 第 2 回美術資料等選定委員会 11 月 6 日（金） 豊科近代美術館、田淵行男記念館、高橋節郎記念美術館の収集候補作品 32 点（内訳：所管替え 1 点、購入（プリント）29 点、寄託 2 点）について審議し、収集妥当との意見を得た	・ 所管換え、購入、寄託等必要な諸手続きを進める ・ 安曇野市情報公開条例第 7 条 2・5・6 号により非公開
安曇野市美術館 博物館連携事業	・ 学芸員研修会：11 月 27 日（金） 講師：染川香澄氏	・ 学校ミュージアム：28 年 1 月 22 日（金）・27 日（水）
第 5 回田淵行男 賞写真作品公募	・ 実行委員会発足（安曇野市、安曇野市教育委員会、公益財団法人安曇野文化財団、田淵行男記念館） ・ 7 月下旬から広報（ポスター、ちらし配布）	・ 募集受付：28 年 1 月 6 日（火）～2 月 29 日（月） ・ 審査：28 年 3 月
「安曇野文化」 刊行	・ 「安曇野文化」第 17 号（秋号）編集・印刷（11 月末発行）	・ 18 号：28 年 2 月末発行予定の編集
指定管理施設修 繕他	・ 近代美術館展示室等の漏水対策工事 11 月 4 日（水）再入札：丸山硝子（株）落札 ・ 近代美術館空調設備修繕 11 月下旬予定	・ 美術館事業との調整

高橋節郎記念美術館事業

「そば猪口ア ート公募展」	・ 10 月 17 日（土）～11 月 15 日（日） ・ 応募作品 295 点から 8 月 3 日（月）・4 日（火）の審査会を通過した 116 点を展示 ・ 市商工会「新そばと食の感謝祭」（11 月 14 日・15 日）、安曇野スタイル連携「喫茶チロル」での「そば猪口展」出品、協力	・ 巡回展 瀬戸市新世紀工芸館：12 月 5 日（土）～1 月 24 日（日） 山形県白鷹町文化交流センター「あゆむ」：平成 28 年 3 月
「第 11 回北穂高 芸術展」	・ 期日 11 月 21 日（土）～12 月 6 日（日） ・ 実行委員会主催	
「改組新第 2 回 日展工芸美術長 野県入選者展」	・ 会期：12 月 15 日～3 月 6 日 ・ 本館通路を利用して展示	

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
市制施行 10 周年記念事業 あづみのフィルム アーカイブ事業	・「ホームムービーの日 in 安曇野」の開催 11 月 15 日（日） （於：貞享義民記念館研修室） 午前の部 10：30～正午 午後の部 2：30～4：00 ※提供者への中間報告と事業 PR ・提供された 250 本あまりの 8mm フィルムをセレクトし テレシネ作業を行なう。	・テレシネ作業継続
文化財関係説明板等の 設置他	・「いわれの地」標柱建替え場所の選定	・12 月中に決定
古文書調査	・「飯沼家文書」（南穂高）の調査	・継続調査
大口沢化石調査の実施と調整	・11 月 1・8・15・22・29 日 調査実施	・継続調査

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高神社境内遺跡発掘調査	・穂高支所建て替えに伴う穂高神社境内遺跡発掘調査（10 月 8 日～11 月中旬）。 ・発見された遺構・遺物 古墳時代後期から奈良・平安時代の住居址 6 軒。その他に掘立柱建物址等 遺物としては、土器、石器、鉄器が出土。	・11 月中旬に終了。遺物洗浄図面整理等を行う。報告書刊行へ向けての作業は来年度
H28 以降実施予定の公共事業 等に係る埋蔵文化財等の保護について	・国、県、市の関係部署から提出された、平成 28 年度以降の予定されている公共工事（土木工事）について取りまとめを行なうとともに保護協議を実施。	・保護協議の継続実施。 ・必要に応じ新年度予算へ反映
埋蔵文化財包蔵地内での土木 工事に伴う保護協議	・SAKURA プロジェクト植樹に伴う光城跡工事立会い ・防災倉庫建設に伴う上手屋敷遺跡、潮遺跡群塩田若宮遺跡調査 ・一般開発に伴う明科廃寺発掘調査 ・一般開発に伴う工事立会い ・公共事業に伴う工事立会い	

郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
展覧会 1 企画展「レッドデータブック」展（仮） 2 常設展示の一部更新（拾ヶ堰を扱った展示）	○開催概要 ・内容：『安曇野市版レッドデータブック 2014』から、絶滅の危機にある動植物に標本やパネル等を展示して解説する。 会期：平成 28 年 3 月 12 日（土）～3 月 27 日（日） （但し、28 年度 4 月まで延長させることも検討） ・内容：平成 28 年は拾ヶ堰開削後 200 周年にあたるため、常設展示の一部について拾ヶ堰を主なテーマにした展示につくりかえる。	・各分野の専門者、環境部環境課、文化課との調整 ・作業時期は 3 月ころを検討中。
講座 1 講座 「押絵の干支をつくってみよう～申年編～」	○開催概要 開催日：11 月 28 日（土） 押絵で来年の干支のサルを作る。	・募集期間 10 月 28 日（水）～11 月 27 日（金）
刊行物発行 1 「安曇野風土記Ⅱ」執筆 2 紀要第 2 号 刊行	○内容 ：市内のお祭りを取り扱う ○内容 ：平成 26・27 年度にかかわる内容を中心に、館職員の中で執筆。	・業選 11 月下旬、12 月入札 ・執筆分担及び内容の検討
新市立博物館構想策定業務 1 第 10 回策定委員会の開催	○開催概要 ・12 月 18 日（金）午前 10 時～正午 会場：新本庁舎 共用会議室 307 パブリックコメント結果を含めた構想の最終報告	・会議資料の作成（事前送付）・市ホームページに開催予定を掲載・会議録、会議概要の作成・市ホームページに会議概要を掲載

郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	○内容 ・郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	・11 月 1 日現在、11 月に 1 団体（4 回）が使用予定。

文化財資料センター事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
文化財資料センターの修繕 1 外部ダクト等の修繕 （予算額：486 千円） 2 収蔵庫屋根改修工事 （契約金額：1,620 千円）	○内容 ・ 1 階外壁に取り付けられているエアーシャワーや換気扇等を撤去し、収蔵室の外気遮断性を高める。 ・ 収蔵室の屋根を改修して天井の雨漏りを防ぐ。	・ 11 月中に着工。 ・ 11 月 2 日足場組立。4 日現場工事着手。12 日作業終了。19 日足場解体。

貞享義民記念館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示 1 第 5 回フォトサロンなか がや写真展 2 第 5 回三郷陶芸クラブ 『絆』展	○開催概要 ・ 開催期間：11 月 1 日（日）～11 月 29 日（日） フォトサロンの会員がこの 1 年間に撮影した写真の中から選りすぐりの作品を展示する。 ・ 11 月 15 日（日）午前 10 時～作品説明会 ・ 開催期間：12 月 2 日（水）～12 月 13 日（日） 三郷公民館で活動する陶芸クラブの会員の作品約 50 点を展示する。	・ 開催中 ・ 広報あづみの 218 号（11 月 18 日発行）に掲載 ・ 展示
朗読劇『おしゅん』@夢道場	○開催概要 ・ 内容：大坪かず子作の児童文学『おしゅん』の朗読劇を、熊野神社の拝殿を模したシアターで鑑賞 日程：11 月 23 日（月・祝） 時間：1 回目午前 11 時～/2 回目午後 2 時～ 出演：森のおうち お話の会 人数：各回 50 人（事前申し込み・先着順）	・ 出演者との調整、準備等
米俵制作実演会	○開催概要 ・ 開催期間：12 月 12 日（土）～12 月 13 日（日） 常設展示室の米俵の展示をリニューアルするのに伴い、新しい米俵の制作過程を公開する。	・ 広報あづみの 219 号（12 月 2 日発行）に掲載 ・ 作成者との打ち合わせ・準備
シアター機器更新	○内容 ノムラテクノ株式会社による機器更新工事 工事期間中「貞享義民物語」の上映は休止 ・ 工事期間：12 月 16 日（水）～12 月 19 日（土）	・ 広報あづみの 219 号（12 月 2 日発行）にて告知

交流学习センター(施設)事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高交流学习センター事業	○市民「マイ・コレクション」展（Part1） ・会期:11月10日～12月27日 ・会場:穂高交流学习センター「みらい」交流ギャラリー ○安曇野の方言展(巡回展) - 安曇野の方言とその活用の実情などを紹介。 ・会期:11月11日～1月初旬 ・会場:明科子どもと大人の交流学习施設	
交流学习センター運営委員会		○交流学习センター運営委員会（第5回） ・期日:12月18日（金） ・会場:安曇野市役所 ・内容: 安曇野市交流学习センターの管理・運営の方向性について ※図書館協議会との合同開催を検討

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
図書館事業	○中央図書館人形劇 ・期日:10月24日（土） ・会場:穂高交流学习センター「みらい」多目的交流ホール ・内容:「とらまる人形劇団」による人形劇 （例年実施している中央図書館講演会に代わるイベント） ・入場者数 131人	○図書館協議会（第4回） ・期日:12月18日（金） ・会場:安曇野市役所 ・内容: 安曇野市図書館の管理・運営の方向性について ※交流学习センター運営委員会との合同開催を検討